

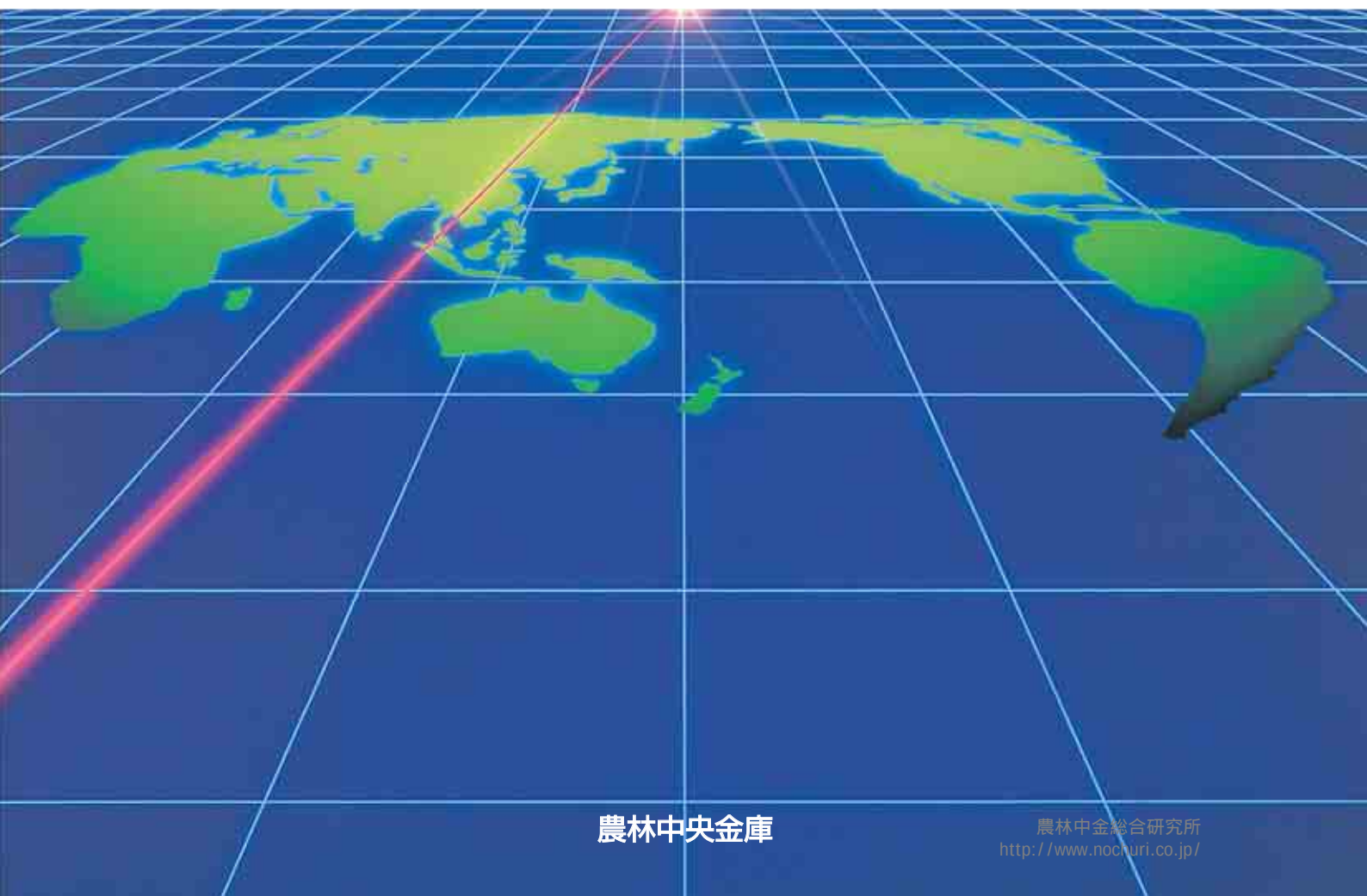
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016 **7** JULY

環境変化と協同組合

- 協同組合の株式会社化とその問題点
- ドイツのエネルギー協同組合が直面する課題と新たな展開
- 復興を目指すJFみやぎ青年部



協同組合のレーゾンデートル

2008年9月リーマンショック、11年3月東日本大震災・福島第一原発事故を経験し、市場優先・効率重視の経済運営の見直しの機運が生じた。さらに、12年の国際協同組合年が資本に偏った経済運営の修正を後押しするものと期待されたが、現実はそうはならなかった。

安倍政権の下で13年初から再開された経済財政諮問会議や産業競争力会議などの諮問会議は、新自由主義の色彩が強いTPP参加に全力を傾け、さらに雇用、医療、農業など社会的共通資本としての性格を有する分野において市場化を試みようとしている。その提言には、既往の研究蓄積や現場実態と乖離している部分があるが、諮問会議には「異次元」とか「非連続」という言葉で逆にそれを積極的に評価するという異様さがみられる。

規制改革会議農業ワーキンググループの提言を踏まえ農協法改正が行われたが、まさに「非連続」という言葉どおりのものになった。そこには、社会的経済としての協同組合のあり方を見直すという視点が残念ながらうかがえない。

欧州社会的企業研究グループ（EMES）による定義によれば、社会的経済には4つの社会的特性がある。すなわち、①コミュニティへの貢献という明確な目的、②市民グループ主導の組織、③出資比率に基づかない（民主主義的）意思決定、④影響を受ける側の人々を巻き込む参加型活動（共同生産）、である。もちろん、協同組合も社会的経済の範疇に入る。

4番目の特性として示された「共同生産」は、ノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムが公共サービス提供のあり方を理解する試みのなかで導入した概念であり、「サービスは提供者と受給者の対話のなかから生産されることがよい効果を生む」という経験的証拠に基づき、一定の分野においては参加型活動によってより高いパフォーマンスをもたらすことが明らかにされている。

また、政治学者のビクター・ペストフは、市民参加のレベルを、ミクロレベル（サービス提供の場に市民が直接参加する形での共同生産）、中間レベル（サービス提供者によって提供されるサービスの共同管理）、マクロレベル（サービス提供の協治とサービス方針の共同決定）に分類している。これらの形での参加を実現することにより、組織の民主的構造が確保され、社会的経済としての協同組合のアイデンティティーが守られる。

このようにみえてくると、わが国の協同組合組織が抱える重要な課題のひとつに「参加」があることが明らかになる。本誌掲載の明田論文がその重要性を指摘する社会関係資本の維持のため、様々な参加の機会を意識的に用意することが求められる。また、同じく本誌掲載の寺林論文が紹介するドイツのエネルギー協同組合が取り組む事業開発例は、まさに参加型による「成長」のあり方を示している。

協同組合のレーゾンデートル（存在意義）は、他の組織形態では実現することが難しい価値を具体化できる能力を仕組みとして有するか否かによるのではないかと。協同組合が市場や国家がなし得る以上に確かな信頼を構築するため、それぞれの組織が地域の実情にふさわしいあり方を考え、参加型の仕組みを整備することが求められよう。

（（株）農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫・おかやま のぶお）

今月のテーマ

環境変化と協同組合

今月の窓

協同組合のレーゾンデートル

(株) 農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫

協同組合の株式会社化とその問題点

明田 作 — 2

再生可能エネルギーの「市場化」に対応する事業モデル

ドイツのエネルギー協同組合が 直面する課題と新たな展開

寺林暁良 — 18

復興を目指すJFみやぎ青年部

田口さつき — 34

談話室

風土と交流に培われた美味

岐阜大学応用生物科学部 教授 荒井 聡 — 16

本
棚

薦谷栄一 著

『農的社會をひらく』

日本協同組合学会副会長・農 田中夏子 — 32

統計資料 — 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

協同組合の株式会社化とその問題点

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

2015年の農協法改正は、農協等の株式会社への組織変更を認める規定を創設したが、株式会社が協同組合よりも効率的だとする実証はない。

組織はあくまで手段であって目的ではない。「組織は戦略に従う」のであって、決してその逆ではない。したがって、もっとも重要なのは、「われわれの事業は何か。何であるべきか」に対する答えを、組織として、しっかりもっていることである。

協同組合にとっての「成長の意味」を徹底して検討せず、組織の基本と原則を忘れた戦略なき組織転換の行き着く先は、経営の破たんであることを多くの先例は教えている。

目 次

はじめに

1 株式会社化の諸相

(1) 金融分野の協同組合

(2) 農業分野の協同組合

(3) 生協

2 株式会社化の誘因と法的枠組が与える影響

3 株式会社化の問題

おわりに

はじめに

先の農協法改正で、信用事業または共済事業を行う組合以外の出資組合の株式会社への組織変更を可能とする規定が設けられた。組織戦略上の選択肢が広がることは好ましいのではないかとする意見がある一方、協同組合を否定ないしは蔑ろにする意図をもったものだと批判が多い。

協同組合の株式会社化（またその逆も同様）というのは、何も今日にはじまった問題ではなく、協同組合が誕生して以来の問題である。^(注1) わが国においても当初は農業生産者の協同組合としてスタートし、その後大規模な株式会社になったケースもあるように株式会社化は無縁なものではない（雪印乳業など）。しかし、20世紀の後半、とりわけ1990年代以降の世界の協同組合の株式会社化には、協同組合が活動する分野ごとにその性格にも違いがあるが、以前とは質的に異なる社会的背景の存在とともに一定の傾向をみてとることができるであろう。

世界的には、各国の法的枠組の違いもあり、協同組合であるか否かという問題とその組織の法形式とは、理論的には別個の問題であるといえる。利用者が所有し管理する株式会社形態の組織もあるし、また協同組合の特質を維持しながら上場会社と同じ仕組みを組み込んだ、いわゆるハイブリッドな組織形態を採用している協同組合も存在している。

ここで「株式会社化」という言葉は、協

同組合や相互保険（共済）などのような利用者が所有し管理する協同組織が投資家所有企業へ組織構造を転換する意味で使用しており、それは協同組合等が相互扶助組織としてのアイデンティティを失って、投資家所有の企業に転換することを意味するものとして使用している。世界の多様な組織形態や多様なガバナンス構造をもった協同組合について、「株式会社化」というくくりで一括して論じることには無理や限界もあるものの、一定の傾向や特徴を抽出することは可能だろうと思われるので、既存の文献を手がかりに、近年、協同組合の世界で何が起きているのか、株式会社化を促している要因と協同組合の株式会社化における問題点を整理してみるのも無益ではないであろう。

(注1) Battilani and Schröter (2012),
Mullineux (2014)

1 株式会社化の諸相

20世紀末以降の金融・経済環境の激変のなかで、あらゆる企業が新たな環境変化に対応して金融や組織構造上の戦略の見直し、変革を迫られてきたことは疑いがなく、協同組合にあっても同様である。協同組合に関していえば、例えば90年代以降、アメリカやカナダを中心とするいわゆる新世代（農業）協同組合の誕生や、イタリアやスペイン等における協同組合のグループ化やネットワーク化といわれるものの進展（Battilani and Schröter (2012)）もその例である。これ

らの2つは組織変革の方向は異なるが、協同組合の性格を維持しながら投資家所有企業の有利点、なかんずく伝統的な協同組織における制約の一つになっている事業を展開するに必要な資本金の調達を企てたところに特徴の一つがある。これらは、いわば組織のハイブリッド化ともいうべきもので、こうした組織構造や組織モデルの革新は、20世紀末から21世紀に入ってから協同組合の際立った特徴であるのは疑いのない事実である。

しかし、環境変化にうまく対応できずに経営が破たんするケースも少なくない。協同組合の破たんは、経営が行き詰まって破産・清算の途を選択するか、やむなく株式会社に身売りをするか、あるいは組織転換することに行き着くが、協同組合のなかには、自らの原点を放棄して、積極的に株式会社に転換したケースも少なくない。

この後者の例の典型としては、イギリスの住宅金融組合をあげることができるが、以下では、株式会社が比較的多くみられた金融分野、農業分野およびいち早く進んだ小売分野の協同組合の典型的なケースを中心に、何が起こったかをみておこう。

(1) 金融分野の協同組合

金融分野の協同組合（相互保険・共済を含む）の株式会社化は、規制緩和、金融制度改革と密接な関連をもっている。イギリスの1986年の住宅金融組合法は、サッチャー政権下のビックバン改革に伴う金融制度改革の一環として、住宅金融組合（Building

Societies^(注2)）の業務規制を緩和するとともに、住宅金融組合が上場会社に組織転換できる途をひらいた。その結果、86年のアビー・ナショナルを皮切りに90年代に多くの大手の住宅金融組合が不動産金融銀行に転換したが、これらはすべて他の銀行グループによって買収されたか、経営困難になり国有化（ノーザン・ロックとブラッドフォード&ビングレイの2つ）^(注3)されてしまった。したがって、イギリスにおける住宅金融組合の株式会社化は疑いもなく失敗だったといえよう。

株式会社化されなかった住宅金融組合は、金融危機を乗り切った。また世界の協同組織金融機関も金融危機を通じて安定的で、利用者の信用を勝ち得てきたことから、協同組織金融機関の意義が再評価され、ノーザン・ロックの最終的な処理も再び協同組織の金融機関へ移行すべきとする主張や期待が高まった^(注4)が、結果的には12年にヴァージン・マネー（イギリスのベンチャー企業）に売却されることとなった。しかし、外部の投資家のためではなく、組合員に対する最大の便益の提供を目的として、短期間に利益をあげることや、外部の投資家のキャピタル・ゲインに焦点を当てることなく長期的な戦略に基づいて経営が可能な協同組織金融機関が存在するということが、金融サービスという分野における消費者に対する多様なサービスの提供と競争を促す環境を維持するうえで重要であるとの認識が政策当局の間でも高まったとみてよいであろう^(注5)。

問題は、なぜイギリスの住宅金融組合の

株式会社化が誘発されたかである。表向きの誘因は、①増大する資本の調達を確実にすること、②金融制度改革においてより積極的なポジションを確保すること、③融資や資金調達の制約から解放されること、④業務を多角化しリスクを伴うが収益性の高い業務分野に進出することなどであるが、裏に隠れた動機は、何世代にもわたって蓄積され現状のままでは手をつけることができない財産に対する権利の制約を解放し、タナボタの利益を得るという私欲^(注6)である。

まず何より、株式会社化の計画を立案するのは組合員の代表ではない経営陣で、その動機は企業を成長させることでより多くの報酬を手に入れたいという機会主義的な動機である。加えて株式会社化が一般的な傾向となるにつれ、組織転換によるタナボタの利益（Windfalls）を狙って預金し、組合員になり株式会社化を工作するカーペットバッガー（Carpetbagger）と呼ばれる人たちがあらわれてくることで株式会社化がもたらされてきた^(注7)。

なお、これによって国民の間に「株式会社化は宝くじに当選したようなものでおいしいもの」という意識が定着したといわれ、なかには「相互扶助組織を輝けるキャッシュ・ディスペンサーと見る」輩もあらわれたといわれる（松岡（2000））。そしてその矛先は、同じ組織構造をもつ相互扶助組織である相互保険会社に向かうこととなった（同）が、タナボタの利益を狙ったカーペットバッガーが活躍できるか否かは、それぞれの国の法制度等によっても異なるので、

同じようなことがどこの国でも生じるといえるものではないであろう。

欧米においては、生命保険（共済）の分野でも90年代に入ってから急速な少子高齢化の進展のもとでの市場の縮小や金融制度改革の流れのなかで、相互会社から株式会社への転換が進んだ。日本でも、96年の保険業法改正により相互保険会社の株式会社化が可能となったが、膨大な数の株主管理に伴うコスト等の問題から実際に株式会社化を行う会社はあられせず、株式会社化が現実化したのは2000年の改正による端株一括売却制度の導入以降である。

しかし、アメリカにおいても依然として大手の生命保険会社が相互会社の形態をとり、わが国でも最大手の日本生命を含む5社が相互会社形態をとっており、株式会社化が積極的に指向されているというわけではない。相互保険会社の株式会社化については、柔軟かつ迅速な資本調達の必要性ということがよくいわれるが、それは何も今にはじまった問題ではなく、むしろ相互会社では不可能な経営の多角化などに柔軟に対応できるというのが理由であろう。しかし、契約者の利益だけを考えれば相互会社形態でできないことは何も^(注8)なく、また海外展開することも法的には可能である。

経営環境の変化や経営判断の誤りによってもたらされる経営難は、株式会社においても当然起こるので、相互会社形態であること自体に問題があるわけではなく、契約者にとっての真の利益とは何かを考えるとこそが組織形態を考える以前に重要なこ

とである。

ちなみに、経営の効率性を何をもって測るかは問題であるが、株式会社が相互会社よりも経営効率において勝るという実証はない。日本における89年から09年までのデータに基づく確率的フロンティア生産関数を用いた分析（久保（2012））では、相互保険会社が株式会社の保険会社よりも効率性が高いという分析結果が示されている。いずれにせよ、外部環境に適応できない組織はいずれ淘汰されることになるので、むしろ相互会社、株式会社の両形態があることが「両社の経営者」のそして「株主」のけん制となる（同）といえよう。

なお、イギリスの住宅金融組合と相互保険会社以外のケースは、紙幅の都合で省略する。^(注9)

(注2) イギリスの住宅金融組合は、住宅購入資金を会員間で融通することを目的とした協同組織の金融機関である。現在46の住宅金融組合があり、2百万人を超すメンバーに対しサービスを提供し約4万人の従業員を抱え、住宅抵当ローン市場で約21%、個人貯金市場で約18%の市場占有率を占める（The Building Societies Associationのホームページより）

(注3) HM TREASURY (2012), BSA (2009)

(注4) All-Party Parliamentary Group for Building Societies and Financial Mutuals (2006), Birchall and Ketilson (2009), Battilani and Schröter (2012)

(注5) All-Party Parliamentary Group for Building Societies and Financial Mutuals (2006), Martin and Hesse (2007), European Parliament resolution of 5 June 2008 on Competition, BSA (2009), Michie and Llewellyn (2010), HM TREASURY (2012)

(注6) BSA (2009)

(注7) Co-operative News (16 May 2014), BSA (2009) pp.33-34

(注8) 岡本園衛（2008）「株式会社にしかできない戦略展開はない」『金融財政事情』2784号

(注9) 欧州の協同組合銀行については、斉藤（2004）、斉藤・重頭（2010）等を参照願いたい。

(2) 農業分野の協同組合

多くの農業協同組合は、依然として伝統的な協同組合原則に立脚した協同組合として存在しているが、ここ数十年の間に、欧米の多くの伝統的な農業協同組合は、著しい変貌をとげてきた（Nilsson et al (2009)）。それらの一部のものは組合員に組合財産に対する個別的な所有権を認めるなど新たなモデルの農業協同組合に移行し、一部は合併等によって消滅した。また、多くの農業協同組合が経営破たんし、いくつかの協同組合は事業の一部を投資家に手放すことでハイブリッド型の協同組合となり、さらに他の一部は投資家所有企業に転換した（Nilsson et al (2012)）。

これは、農業の産業化ないしは情報化時代の農業といわれるようなフードシステムの変容のもとでの資本集約的な農業生産の進展、世界規模での市場競争の激化という背景のもとで起きたものである。

ここでは、ベックムとバイマン（Bekkum and Bijman (2006)）の類型化に従って、農業協同組合が資本増強に対する解決策として選択した様々なパターンがあることだけを^(注10)紹介しておこう。

① 企業価値の増大を反映した出資や参加証券を導入するケース

これは、出荷高にリンクし（またはリンクしないものもある）、譲渡禁止（内部的には売買可）が付された議決権を伴わない出資証券等を発行し、年次ベースで評

価するとともに脱退した場合等にメンバーが企業価値の増大に参加できるようにしたものである。

② 劣後債を発行するケース

これは組合員の支配権に影響を与えない形で外部から資本調達をしたものである。

③ 子会社を通じあるいはグループレベルで外部の投資家から資本を調達するケース

多くの農業協同組合が特定の種類の組合員や出資者として利用者以外の外部投資家を抱えているが、これは子会社やグループレベルで上場等を条件にして外部から資本参加を求めるケースである。

④ 優先株や優先出資証券を発行・上場するケース

⑤ 農業生産者所有の有限責任会社への転換

上記の①から④までは、ガバナンス構造には変更を加えず、資本調達方法を工夫したものであるが、この農業生産者所有の有限責任会社への転換の例は、農業生産者が引き続き株式を所有しているケースである。株式数が農業者の生産・出荷量とリンクしない場合には、生産者がコントロール権を有さない株式会社へ、そして上場会社へという方向に進みがちになる。

⑥ 上場会社化

協同組合を上場するための株式会社化（上場は株式会社化して数年後のこともある）は、基本的には協同組合の出口戦略にほかならない。最初は、農業生産者がコン

トロール権を有する会社であるが、乗っ取りの餌食になるのが常である。

なお、乗っ取りではないが、農業生産者の市場へのアクセスに伴うリスクがなくなり公正な価格が実現されるような市場環境が出来上がってくことで、協同組合の必要性に対する認識がなくなり、キャピタル・ゲインを得るために純然たる投資家所有会社に変身するケースもある。

⑦ ハイブリッド型の上場化

これは協同組合としての法形式を維持しつつ、外部からの資本調達も容易にしようとするものである。

前述のように優先出資の発行という手法もあるが、この例は、メンバーの種類として、事業は利用せず出資だけをする投資家を新たに加えるものである。北米や欧州の新世代農業協同組合が該当する。^(注11) その場合の出資は、優先株（出資）、議決権のない普通株、議決権のある証券の場合もある。

この種の変形タイプとしては、上場する子会社を設立し、協同組合は持株会社的に残るもの（Chaddad and Cookらのいうアイリッシュ・モデル）であるが、どこまで協同組合が支配権を維持できるかは問題である。このアイリッシュ・モデルの亜種ともいえるべきフィンランド・モデルと呼ばれるものがある。これは既存の子会社を上場し、株式保有数においては少数派となっても支配権を確保するための種類株式を保有することで農業協同組

合が支配権を維持するものである。

他の変形タイプには、引き続き協同組合として事業を行うが、子会社の一部を単に上場するもの、農産物の売上の事業を農業協同組合に残し、付加価値をつける事業を上場会社として分離し、前者に後者に対する出荷権限を付与するものがある。

以上のように、資本増強を図るための工夫には様々な形態がみられるが、いずれにも共通するのは、伝統的な協同組合の組織構造を維持することによる資本調達への制約から解放されることにあるのは間違いない。

農業協同組合に限らず、協同組合の株式会社化が指向される理由としては、主として資本増強における制約と意思決定における非効率性があげられる。しかし、後者の問題は組織の目的の違いによるものであり、協同組合における一人一票の原則に基づく意思決定と運営の参加は協同組合の強みでもあるので、意思決定の問題は単に効率性をもって論じられるべきものではない。

輸出をはじめ商品の差別化やニッチ戦略の導入によってフードサプライチェーンでの付加価値の高い分野で一定のポジションを得ようと資本集約的なマーケティング・販売戦略をとることに伴って必要とするリスク資本の調達は、重要な戦略的要素であるが、直ちに投資家所有の株式会社へと組織転換する理由にはならない。それは多くの農業協同組合が株式会社化をせずに、協同組合としての性格を維持しつつ投資家所有企業の利点もとり入れているという現実

からも明らかであろう。

では、農業協同組合は投資家所有の企業と比較して非効率なのであろうか。やや古くなるが、ハーデスティとサルジア (Hardesty and Salgia (2004)) によると、酪農、農業資材販売、果実・野菜それに穀物の4つの分野における農業協同組合と投資家所有企業との91年から02年の12年間の財務分析の結果からみて、酪農部門を除き資産利益率では農業協同組合が低い^(注12)が、すべての分野で負債比率は低く、採算性や流動性では決定的な違いはなかったとしている。

なお、比較すべき業績評価の指標を何にするかは問題であり、組合員の経済の改善の有無を考慮せず、単に企業ベースの指標比較でよい^(注12)か、また財務分析には直接反映されない、農業協同組合による市場情報等の提供、ロビイング活動その他の協同組合の付随的サービス、さらには気象変動等による豊凶に備えた施設投資などもコストを増加させる要因であり、これらをどう評価するかは問題であろう。

以上の農業協同組合の動きは、国内市場の飽和化等により、輸出戦略に加え海外においても事業展開を進める大規模な(販売)農業協同組合の場合にとくに顕著であるが、国際化は、ブランド供与、海外での生産への投資、既存の工場の買収または合併企業の設立等様々な選択肢のなかで進められている。それらは、成長戦略の一環として取り組まれてきているもので、主として国内市場の飽和化により成長の機会が限られていることや、市場の自由化による食品小売

業の寡占化の進行などの構造変化のなかでの競争力強化を図るためである。しかし、サプライチェーンの川下における市場支配力を形成することは果たして可能なのかという点は、解明すべき課題の一つである。EUの調査・研究（バイマンほか（2015））では、酪農部門において多国籍に事業を展開している協同組合を考慮に入れても、個々の協同組合が巨大小売資本の力に対抗する十分な市場支配力を有しているという結論は得られなかったとしている。

（注10）ベックムとバイマンの報告は、50のケースの分析によるもので、具体的にどの区分にどの農業協同組合が該当するのかは、その後も多かれ少なかれ変化を繰り返してきており例示しないので、直接文献にあたられたい。

（注11）2000年以降、多くの農業協同組合が倒産や投資家所有企業へ転換した（Fulton and Hueth（2009））。しかし、数的にはそれは少数であり、90年代のUSDAの報告（Wadsworth（1998））によれば、解散を避けるために規模と範囲の経済を求めて合併等を選択するのが最も一般的であり、組織転換は米国の農業協同組合では一般的なものではない（Chaddad and Cook（2004b）、Kramper（2012））

（注12）バッテリー二とシュレーター（Battilani and Schröter（2012））も、経営革新がなされることで業績が改善するという事実を超えて、組織構造の違いによる業績の違いに明確かつ一般的な差異は存在しないと結論づけている。

（3） 生協

生協については、金融分野の協同組合や農業分野の協同組合に先立って経営問題に直面した。とくに欧州、なかんずくオランダ、フランス、ベルギー、オーストリア、旧西ドイツ、それに程度の差こそあれイギリスでは市場シェアを落とし、多くの場合には組合員離れも加速して、ついには経営破たんするか、投資家所有企業に転換すること

となった。事業の縮小傾向は50年代後半からはじまるが、倒産や投資家所有企業への転換は、60年代の終わりと70年代にかけて顕著になり、そして80年代にはさらに顕著な形であらわれることになった（Kramper（2012））。

その原因は、端的にいうと、50年代後半から70年代はじめの流通・小売革命に適切に対応しきれなかったということに尽きると思われる。セルフサービス方式の店舗は生協が最初に導入したものであったが、小売業の分野では消費者の所得向上とライフスタイルの変化に対応し、投資家所有の企業は、セルフサービス方式による郊外型の大規模スーパーマーケットやハイパーマーケットを導入するなど、その資本力をもって豊富な品揃えと低価格の商品提供をはじめた。それはそれまで生協の強みの一つであった価格競争力を失わせるとともに生協の店舗を組合員にとって魅力のないものとした。したがって、投資家所有企業への転換も、生協が投資家所有企業と同じ競争条件のもと生き延びようとするための出口戦略としてとられたもので、戦略転換の時点ではすでに回復できない遅れをとっており、いずれは失敗する運命にあったといえる。

とりわけ流通・小売革命といった環境変化の影響は、旧西ドイツにおいて最も激しかったとされる（Kramper（2012））。60年には260万人いた組合員が90年には60万人となるなど極端に減少）。これは、旧西ドイツの生協の組織基盤と密接に関係していたようである。労働組合の思想的心情を反映し、

協同組合自身が伝統的な対抗力概念から抜けきれず競争力に重きを置かなかったことで、大衆消費社会のなかで競争力を失ってしまったことにある。規模の経済を求めて、60年代だけみても生協の数が50%も少なくなるといったように合併戦略がとられたが、急速な合併が協同組合としてのアイデンティティを失わせ、激化する小売競争の圧力によって協同組合が投資家所有企業へと転換し、74年には労働組合所有の株式会社に転換、単協の事業を統合して乗り切ろうとする途を歩むこととなる（Coop AG）。しかし、旧西ドイツの生協が選択した株式会社化の帰結は、89年のCoop AGの倒産というもので（的場（1992））、それは西ヨーロッパ諸国の生協が直面していた危機の深さを象徴するものであった。

かかる現象は、ドイツに限らず、西ヨーロッパ諸国に共通するものであったが、大衆消費社会、流通・小売革命が進展していた他のヨーロッパ諸国の生協がすべて同じ運命をたどったわけではない。スカンジナビア諸国やイタリアでは西ヨーロッパ諸国とは様相が異なった。これは、マネジメントの良し悪しを超えて、それぞれの国の市場構造の違いもあるであろうが、西ヨーロッパ諸国の生協の失敗が決して避けることができないものではなかったという理由にはなるであろう。

ところで、ヨーロッパの生協の成功とそれがなぜ活力を失い崩壊するに至ったかを分析したラルフネーダーの『Making Change?』^(注13)は、生協の哲学教育がかけていたため、多

くの組合員が離反し、競争相手に同化してしまったと結論づけている。ミュンクナー（1999）は、当時株式会社化の途を歩まずに世界三大生協の一つとして成功していたドルトムント生協の倒産の事例を分析し、その原因は、ビジョンの欠如、経営陣の将来進むべき方向感覚の欠如、困難に際しての対処能力の欠如等協同組合を脅かす多くの課題があるとしつつ、「重要な問題は、協同組合におけるガバナンスの問題だけでなく、現代における協同組合の存在理由の問題である。それは明確な特性と独自のコーポレート・アイデンティティの欠如」だとしている。

（注13）ネーダー、R.（1989）『未来へのビジョン—ヨーロッパの生協から学ぶ〈1〉～〈3〉』（野村かつ子・奥田暁子訳）、協同図書サービス

2 株式会社化の誘因と 法的枠組が与える影響

株式会社化は協同組合のすべての分野で進んだわけではないし、依然として健全な伝統的協同組合が多数存在している。株式会社化が進んだ分野でも、さらには国によっても様相は異なる。バッティラーニとシュレーター（Battilani and Schröter（2012））は、とりわけ80年代以降に世界的に進展した株式会社化を促した要因を、既存の文献に基づき、①組織の制度的同質化、②同質化と密接に関係する文化的環境、③経営陣の私欲、④政治的要因（旧社会主義国における過去の負の遺産としての協同組合のイメージの刷り込み）、それに⑤協同組合は非効率

で成長性がないという観念に分類している。これらは株式会社化の誘因を理論的に説明するための仮説や要素であり、紙幅の関係でそれぞれについての論評は省略するが、すべて一つの仮説や要素をもって説明できるわけではない。

なお、現実的に株式会社化が差し迫った課題として認識されることとなる要素は何かという点に関し、バッテリーニとシュレーターは、3つの要素が同時（必ずしもすべて同時というわけではないが）に働いた場合だとしている。すなわち、①相互扶助をベースとした伝統的な協同組合の意味合いが薄らいだ場合、②政府が株式会社化の誘因を提供する場合、それに③将来を見通したときに伝統的な現状の協同組合よりも株式会社化を含めた他の選択肢の方が魅力的にみえるようになったときである。

ここでは、組織の制度的同質化とも密接に関連する法的枠組についてふれておこう。^(注14) 法的枠組は、単に株式会社化を許容するというばかりでなく、それを禁止するという点でも、またすでに株式会社への転換が許容されている場合に株式会社化に関心を引きつける環境をつくるという点でも、極めて重要な役割を果たしてきた。

ちなみに、EUにおいては、イギリス、フランス、フィンランド、ドイツ、スペイン、ベルギーそして一定のケースに限るがルクセンブルクやデンマークは、協同組合等から株式会社への転換を許容しているが、他の国々では許容していない（Battilani and Schröter (2012)）。株式会社化が法的に許容

されれば株式会社化が進むというわけではないが、^(注15) 法的な枠組みのあり様は、協同組合の株式会社への転換に重大な影響を与えており、より競争を促すための法的枠組を整備するという制度的な改革に後押しされて組織転換が進んできたのは間違いない。

ハッダードとクックは、株式会社化の波は、多くの場合、協同組合が伝統的に重要な経済的役割を果たしてきた産業分野において、「ゲームのルール」を根本的に変えてしまうようないくつかの著しい制度変更と市場の変化に続いて起こったとしている（Chaddad and Cook (2004a)）。しかし、これによって特定の国々、特定の分野で株式会社化が進展したかの社会的、経済的合理性についてはある程度説明がつくが、同じ国の特定の分野で、さらには株式会社への転換が許容されている国によっても株式会社化の様相に違いがあることは説明できない。

(注14) ここで法的枠組といっているのは、組織法ばかりでなく、税法をはじめ事業を行っていくうえで競争法（独占禁止法）その他のルールを含んでいる。例えば、ドイツの生協の株式会社化の要因の一つに54年の法律が、小売商を保護するために員外利用の許容と引き換えに利用分量配当を3%に制限したことや、出資配当分の所得に対する税率が会社のそれより税率が高かったことが指摘されている（的場（1992））。また、フィンランドの酪農協の連合組織であるヴァリオ（Valio）の株式会社化の最大の要因は、92年の新競争法であったとされている（三石（1999））。

(注15) 68年の「金融機関の合併及び転換に関する法律」により協同組織金融機関の株式会社である銀行への転換が可能となったが、実際に転換したのは、91年に普通銀行に転換した八千代信金のみである。また、戦後株式会社から相互会社に転換した生命保険会社についても95年の保険業法の改正で株式会社化を許容する規定が置かれたが、前述のように株式会社化がはじまるのは00年の改正で端株の一括売却制度が導入さ

れた以降であり、現在も第一生命を除く大手5社は相互会社形態を維持している。

3 株式会社化の問題

先般の農協法改正では、株式会社への組織変更についての根強い批判を受け、株式会社への組織変更計画においては、株式の譲渡制限^(注16)に関する方法を定めなければならないこととしている（施行規則219条）。株式会社にする最大の理由は、資金調達を容易にする点にこそあるはずであり、法律を改正してまで株式会社化を認める意味が問われよう。

これまでも必要に応じ組合が子会社を設け、その事業の一部を子会社で行うといったことが行われてきたことを考えると、連合会であれば、その機能だけに着目して農業協同組合の子会社とすることも考えられなくはない。しかし、事業の利用を通じて会員に便益を供与するためというのであれば、株式会社であればできて、協同組合の連合会ではできないことは何もない。もし、会員の行う事業とは無関係の事業を多角的に展開できることに株式会社化の利点があるのではないかという主張があるとすれば、それは誤りであり、現行の協同組合法のもとで行うことができない事業は、組合の子会社でもできないということを忘れてはならない。それが可能だとすれば、極端に言って、現行法が認める事業のすべてを子会社に移し、親である組合はいわば実質的に持株組合のように運営することが可能だと

いうことを意味するが、それは脱法行為にほかならず、そのようなことが許されるはずはない。

また、員外利用の制限といった経営的な制約から解放されることが株式会社化の理由だとすれば、それは協同組合の意義を否定するものであって、誰にとつての株式会社化なのか、組合員にとって意味するところを真剣に考えなければならない。

欧米における協同組合の株式会社化については、前述のように協同組合に批判的な立場からの理由づけは、主として協同組合はその運営が非効率であることと事業を拡張するのに必要な資本の調達にも大きな制約があることの2点である。しかし、欧米の経験は、多くの協同組合は、その性格を失わずに資本調達を可能とする途をひらいて成功してきているし、協同組合であるが故に経営が非効率であるという実証もないことを教えている。

環境の変化に応じて組織が変わらなければならないというのは、すべての企業に共通するもので協同組合に限らない。環境変化に対応できなければいずれ経営は行き詰まる。そもそも株式会社化すれば経営が良くなるわけでもなければ、資本が集まるわけでもない。

さらに忘れてならないのは、株式会社化によってもたらされる社会関係資本（Social capital）の破壊である。社会関係資本とは、パットナムによると、「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生ずる互酬性と信頼性の規範」（パットナ

ム（2006））であり、それは物的資本や人的資本と同様に個人や集団の生産性を高めることに貢献するものである。ICAの協同組合の定義上、明示的に社会関係資本に言及はしていないが、それは協同組合の性格に本来備わっているもので、実際に新たに協同組合をスタートさせ、成功させるためには、何が必要かを想定すればそのことは容易に理解されよう（Nilsson et al（2012）を参照）。そして、それは新制度派経済学というフリーライダー問題やホライズン問題等を乗り越える力をもった要素となっているが、規模が拡大し、協同組合と組合員との関係が利用関係だけに焦点が当たってくるにつれ、社会関係資本は脆弱になってくる。わが国で、広域化、大規模化した農業協同組合でもなお社会関係資本が維持されているように思われるが、これはわが国の農業協同組合が基盤とする農業の特性と農村社会の美德が少なからず維持されているためであろう。株式会社化は、社会関係資本を壊すのみではなく、コミュニティの脆弱化を招くことにもつながる問題であることを忘れてはならない。

（注16）株式の譲渡制限をしても株式の譲渡ができないわけではなく、株式の譲渡をもって会社に対抗できないというに過ぎないので、株式を譲り受けた者が譲渡人の代理人として株主の権利を行使することは可能である。したがって、これを排除するには、代理人資格についても農協法と同様の制限を付する以外にはないであろう。

おわりに

協同組合は株式会社に比べて劣っている

という評価をする人たちの主張は、意思決定のプロセスが非効率で、環境変化に柔軟・迅速に対処することができず、メンバーの拠出に依拠する資本調達では制約が多く積極的な事業活動ができないというものである。

しかし、協同組合における必要な資本調達は株式会社化しなければならないわけではないし、株式会社化することで業績が向上する確証はない。意思決定のプロセスが非効率だという点については、それだけを切り出して評価することは無意味である。協同組合は、人間をその中心に据える民主的な人的結合体であると同時に市場のなかで他の企業と競争する事業体としての二重の性格を有している。この二重の性格の故に、内部にジレンマを抱える組織のようにみえなくはないが、そこにこそ価値があり、企業体的側面だけから組織の効率・非効率を論ずるべきではない。

組織はあくまで手段であって目的ではない。要は、道具としての組織の使い方がすべてであるといって過言ではない。「組織は戦略に従う」（チャンドラー）のであって、決してその逆ではない。戦略とは、「われわれの事業は何か、何になるか、何であるべきか」との問いへの答え（ドラッカー）である。これは自明のことのようであるが、そう簡単に答えられるものではないし、経営が危機的な状況にもなれば、そのことはすっかり忘れられてしまうのが常である。したがって、平常時においてこそ、組織が何であるかではなく、その組織は何をなすべ

きか、その機能は何かということを問い続けなければならない。

最後になるが、協同組合にとっての「成長とは何か」ということは、突き詰めて考えるべき問題である。それは株式会社における成長の意味とはおのずと異なるはずであり、何のための、誰にとっての成長かということである。そのためには「われわれの事業は何か。何であるべきか」に対する答えを、組織としてしっかりもっていることが肝要である。そのことを徹底して検討せず、組織の基本と原則を忘れた戦略なき組織転換の行き着く先は、経営の破たんであることを多くの先例は教えている。

<参考文献>

- ・久保英也（2012）「日中および相互・株式会社間の効率性比較からみた相互会社の国際化の評価」『保険学雑誌』第616号
- ・後藤泰二、小西廣満（1998）「相互会社の株式会社化—新保険業法にみる相互主義の変質」『九州産業大学経営学論集』9巻2号
- ・小藤康夫（2010）「大和生命の経営破綻と生保の株式会社化」『生命保険論集』第172号
- ・斉藤由理子（2004）「EUの協同組合金融機関にみる株式会社化」『農業と経済』70巻9号
- ・斉藤由理子・重頭ユカリ（2010）『欧州の協同組合銀行』日本経済評論社
- ・バーチャル、ジョンストン（1998）「協同組合ビジネスに未来はあるのか？イギリスにおける協同組合の株式会社化とその教訓」『生活協同組合研究』Vol270, 7月号
- ・パットナム、ロバート・D.（2006）『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』（柴内康文訳）、柏書房、Putnam, R.D.（2000）, *Bowling alone. The collapse and Revival of American community*. New York, NY: Simon & Schuster.
- ・ベイマン、J. ほか編（2015）『EUの農協—役割と支援策—』（農林中金総合研究所・海外協同組合研究会訳）農林統計出版
- ・的場信樹（1992）「欧州生協運動の危機論から本質論へ」農林中金総合研究所編『協同組合の国際化と地域化』筑波書房（119～141頁）
- ・松岡 博司（2000）「米英生保の株式会社化をめぐる動き」『ニッセイ基礎研report』39号
- ・三石誠司（1988）「農業協同組合の株式会社化に関する考察—アイルランドの農協のケース」『フードシステム研究』5巻1号
- ・三石誠司（1999）「農業協同組合の『会社化』に関する考察—フィンランドの酪農協連合会Valio（ヴァリオ）のケース」『フードシステム研究』6巻1号
- ・ミュンクナー、ハンスH.（1999）「ドイツの協同組合におけるコーポレート・ガバナンス」『生協総研レポート』No22
- ・村上傳信（2000）「諸外国生保相互会社の株式会社化」『生命保険経営』68巻2号
- ・横川洋（1988）「経済事業における専門農協化、垂直統合化、株式会社化—農業構造変化に対する西ドイツ農村協同組合の対応の方向」『協同組合奨励研究報告』第14輯（177～213頁）
- ・All-Party Parliamentary Group for Building Societies and Financial Mutuals. (2006). *Windfalls or Shortfalls? The true cost of Demutualisation*.
- ・Battilani, P. and H.G. Schröter (2012). "Demutualization and Its Problems." In *The Cooperative Business Movement, 1950 to the Present*, Cambridge University Press. pp.150-171.
- ・Bekkum, O.F.van, and J. Bijman (2006). "Innovations in cooperative ownership: Converted and hybrid listed cooperatives." *Paper presented in 7th International Conference of Management in AgriFood Chains and Networks*, Ede, Netherlands, May 31-June 2.
- ・Birchall, J. and L.H. Ketilson (2009). *Resilience of the cooperative business model in times of crisis*, ILO.
- ・Building Societies Association (BSA). (2009). *Converting failed financial institutions into mutual organisations*. A Report from The Oxford Centre for Mutual & Employee-owned Business. Kellogg College, University of Oxford.
- ・Chaddad, F.R. and M.L. Cook (2004a). "The economics of organization structure changes: an Us perspective on demutualization" *Annales de l'economie publique, sociale et cooperative*, 75:4 2004 pp. 575-594.
- ・Chaddad, F.R. and M.L. Cook (2004b).

- "Understanding New Cooperative Models: An Ownership Control Rights Typology." *Review of Agricultural Economics*. Vol.26 (3). pp.348-360.
- European Parliament resolution of 5 June 2008 on Competition: Sector inquiry on retail banking (2007/2201 (INI)).
 - FAO. (2006). *Promoting farmer entrepreneurship through producer organizations in Central and Eastern Europe (prepared by John Millns)*, Rome, 2006.
 - Fulton, M.E. and B. Hueth (2009). "Cooperative Conversions, Failures and Restructurings: An Overview," *Journal of Cooperatives*, Vol.23, pp.i-xi.
 - Hardesty, S.D. and V.D. Salgia (2004). "Comparative Financial Performance of Agricultural Cooperatives and Investor-Owned Firms." *Paper Presented At NCR-194 Research on Cooperatives Annual*, Meeting November 2-3, 2004, Kansas City, Missouri.
 - HM TREASURY. (2012). *The future of building societies*.
 - ICA. (2016). *The Capital Conundrum for Co-operatives*.
 - Kramper, P. (2012). "Why Cooperatives Fail: Case Studies from Europa, Japan, and the United States, 1950-2010." In *The Cooperative Business Movement, 1950 to the Present*, Cambridge University Press. pp.126-149.
 - Martin, C. and H. Hesse (2007). "Cooperative Banks and Financial Stability." IMF Working Paper WP/07/02.
 - Michie, J. and D. T. Llewellyn (2010). "Converting failed financial institutions into mutual organizations." *Journal of Social Entrepreneurship*, Vol.1, No.1, pp. 146-170.
 - Mullineux, A. (2014). "The big bang; how demutualisation of building societies failed." *Co-operative News* (16 May 2014). (<http://www.thenews.coop/85589/news/general/big-bang-demutualisation-building-societies-failed/>, 16年6月1日アクセス)
 - Nilsson, J., A. Kihlen and L. Norell (2009). "Are Traditional Cooperatives an Endangered species? About Shrinking Satisfaction, Involvement and Trust," *International Food and Agribusiness Management Review*, Volume 12.
 - Nilsson, J., G.L.H. Svendsen and G.T. Svendsen (2012). "Are Large and Complex Agricultural Cooperatives Losing Their Social Capital?," *Agribusiness*, Vol.28 (2). pp.187-205.
 - Wadsworth, J.J. (1998). "Cooperative Restructuring, 1989-1998." USDA Rural Business-Cooperative Service, Service Report 57, November 1998.

(あけだ つくる)



風土と交流に培われた美味

地元産の牛乳・乳製品がおいしい。家族で愛飲している。私が好んでいるのは「生協コーヒー」「せいきょう牛乳」である。特に、これをミックスして飲むのを好んでいる。風味・甘みのバランスが絶妙となる。共同購入の後、うかうかしていると家族に飲まれてしまう。店舗でこれを買求めることもある。おいしいから供給高も大きく、「せいきょう牛乳」は、生協商品の代名詞ともなっており、売り上げも長年トップである。地元限定した生産者の生乳を、地元の牛乳工場で殺菌充填することで、鮮度の良い牛乳が供給されている。風土を活かすことがおいしさの重要なポイントである。さらに生産者と消費者との交流によりそれは確かなものになる。そのおいしさは風土を活かしていることに加え、交流によって培われたものであることを以下に紹介したい。

地域生協は、安全でおいしい牛乳を求めるところから出発しているところが少なくない。コープぎふの前身の岐阜地区市民生協もそうである。成分調整牛乳への不信感のなかで、「安心して飲める牛乳がほしい」という願いから生協が始まった。岐阜大学生協でこのおいしい牛乳が提供されていたことから、近隣の市民がそれを買求めるにきた。そして「この牛乳を継続して購入したい」という願いが地域へと広がり地域生協へと発展してきた。牛乳の共同購入は生協の原点ともいえる。「せいきょう牛乳」は、岐阜地区市民生協の産消提携第1号商品として1973年に開発された。価格重視だけではなく、安全・安心な品質を求める消費者の意識の高まりのなかで、成分無調整乳が開発された。成分調整乳と飲み比べるなかで、「搾りたてそのままの牛乳の味が一番」であることが実感されてくる。

美濃酪農農業協同組合(当時の東酪連)が当時から生協に牛乳を納めていた。美濃酪農農業協同組合連合会(1997年合併)は、本所が岐阜県美濃市にある。組合員酪農家戸数は64戸(飼養頭数2,820頭)、生乳実績は1万8,989トンである(2014年度)。役員15名、職員67名で運営している。製品売上高は41.8億円、売上構成は、生協38%、学校牛乳21%、量販店17%などであり、学校牛乳は県内53%のシェアがある。

うち、東海コープブランドである「はぐくみ自慢」の4つの基準を満たす45戸

の酪農家が生産する牛乳を「せいきょう牛乳」としている。それは第一に餌へのこだわりであり、Non-GMO飼料のみ給餌されていること、第二に、正確な生産情報の管理で生産履歴が作成されていること、第三に、研修会などで生協組合員と交流していること、第四に、ISO22000認証取得工場で品質管理がされていることである。これらの中で、生産者の顔が見える商品づくり、生産者と組合員とが協同した商品開発などが行われてきた。また「せいきょう牛乳」を使った料理の学習と利用普及、製造工程の説明など、一年間に約100回の交流会が開催されている。また生協職員の酪農研修も行っている。これにより、牛の健康状態を見ながら良質の飼料を与えることなど、酪農家の大変さや大切に思っていることが生協組合員に伝えられている。

こうした交流のなかから消費者に生産者を支える意識が生まれてきた。そして「牛乳生産安定基金」や「おっぱいたオル」などの運動が行われる。牛乳生産安定基金は、「せいきょう牛乳」を守るため、生協と酪連が資金を出し合い、乳用仔牛の導入資金として生産者に無利子融資を行うものである。2014年度は4,800万円の基金があり、2,676万円が融資された。これにより21戸が51頭の仔牛を導入した。農家一戸あたり3頭以内、60万円以下が融資の限度である。3年間・36回での償還計画で、生産者は利子負担なく仔牛の導入ができる。これにより酪農経営の安定が図られ、また生産意欲も高められている。この基金で導入された乳牛は「コープ牛」と呼ばれている。

また、良質の牛乳確保のためには、乳牛の乳房を清潔にしておくことが重要である。そのため乳房の汚れを拭き取るタオルがたくさん必要になることから、生協組合員にタオルの提供を呼びかけ、それを酪農家に使ってもらっている。酪農家は組合員から送られたタオルを大事に使用しており、それが仕事の励みにもなっている。

このように風土を活かしながら消費者と生産者の努力でよりよい商品を作る取り組みが進められ、本物の味が作られている。それが「せいきょう牛乳」のおいしさの秘訣である。これからも風土と、人とのつながりを大切に商品生産がさらに豊かに発展することを願いたい。

(岐阜大学応用生物科学部 教授 荒井 聡・あらい さとし)

ドイツのエネルギー協同組合が 直面する課題と新たな展開

——再生可能エネルギーの「市場化」に対応する事業モデル——

主事研究員 寺林暁良

〔要 旨〕

ドイツでは、「太陽光発電設備を設置して固定価格買取制度によって売電する」というシンプルな事業モデルに支えられ、主に市民ボランティア主導でのエネルギー協同組合の設立が相次いできた。しかし、再生可能エネルギー電力の「市場化」を一層進める再生可能エネルギー法の2014年改正などを背景として、その設立ペースが大きく落ち込んでいるほか、金融規制をめぐる議論を受けて、「協同組合の本質」に沿った事業を行うことが一層意識されるようになっている。

一方、エネルギー協同組合のなかには、太陽光発電直接消費モデル、住宅協同組合との連携モデル、連合組織モデル、地域熱供給モデルといった新たな事業モデルに取り組む事例が見られている。これら4つの事業モデルは、小規模なエネルギー協同組合が市場における競争や不確実性を回避して事業を行うことができ、かつ社会的・経済的利益の共有という「協同組合の本質」に沿ったものとして注目される。

目 次

はじめに

1 エネルギー協同組合の発展

- (1) エネルギー協同組合の設立状況
- (2) エネルギー協同組合の特徴
- (3) 協同組合を事業形態とする理由

2 エネルギー協同組合が直面する課題

- (1) 設立ペースの落ち込みとその原因
- (2) 再エネ法改正の影響
- (3) 金融規制をめぐる議論

(4) エネルギー協同組合の対応

3 「市場化」に対応する事業モデル

- (1) 太陽光発電直接消費モデル
- (2) 住宅協同組合連携モデル
- (3) 連合組織モデル
- (4) 地域熱供給モデル

4 考察 —— 4つの事業モデルの特徴と意義——

おわりに

はじめに

ドイツでは、気候変動対策や脱原発といった環境問題、化石燃料の（ロシア等への）依存からの自立といった政治問題、地域再生や地域活性化といった地域経済問題などを背景として、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という）の導入が進んできた。

ドイツの再エネ導入は、市民や地域コミュニティが主体になることが多いため、「地域からのエネルギー転換」と呼ばれることもある（寺西・石田・山下編（2013）、石田・寺林（2013））。そして、それを担う組織形態の一つとなってきたのが協同組合（eG: eingetragene Genossenschaft, 登録協同組合）である。再エネ事業を行う協同組合は、エネルギー協同組合（Energiegenossenschaften）と呼ばれ、民主的に「エネルギー転換」や「地域の価値創造」を実現する場となってきた（Yildiz and Radtke（2015））。

その推進力は、2000年に施行された再エネ法（EEG: Erneuerbare-Energien-Gesetz）である。しかし、この再エネ法は現在、大きな転換期を迎えている。再エネ法は、設備導入コストの低下や固定価格買取制度（Feed-in Tariff, 以下「FIT」という）の賦課金の上昇などを踏まえて順次改正されてきたが、14年改正では、12年改正時に掲げた「電力総消費に占める再エネ比率を2050年に80%に引き上げる」という導入目標は堅持しつつも、FITの出口と同時に再エネ電力の「市場化」が強く打ち出された。

こうした政策動向を受け、エネルギー協同組合の新設や事業拡大が停滞しつつある。ただし、それは単にエネルギー協同組合による再エネ事業の行き詰まりを意味しているわけではなく、新たな事業モデルを構築し、協同組合としての活動意義を見直すための転換点にあるとも判断できる。

そこで本稿では、エネルギー協同組合の特徴を踏まえたうえで、エネルギー協同組合が直面する課題について整理する。それを受け、エネルギー協同組合の新たな事業モデルを紹介し、その特徴を考察すること^(注1)にしたい。

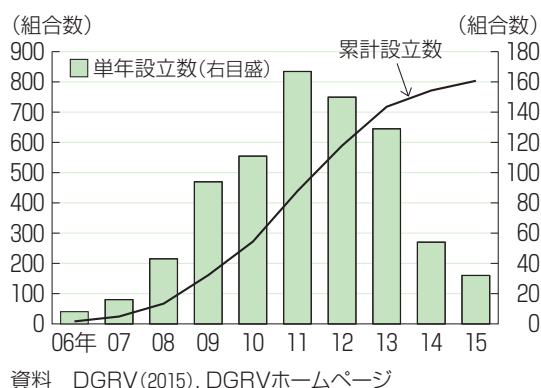
（注1）本稿は、一橋大学・農林中金寄附講義「自然資源経済論」プロジェクト（代表：寺西俊一）および日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究B）「地域主体型再生可能エネルギー事業の支援政策に関する研究」（代表：山下英俊）の研究結果の一部である。また、本稿執筆にかかる現地調査は、12年10月26日～11月4日、13年9月2～14日、14年9月4～12日、15年8月31日～9月13日に行った。

1 エネルギー協同組合の発展

（1）エネルギー協同組合の設立状況

ドイツにおいてエネルギー協同組合の新設が相次ぐようになったのは、06年ごろからである（第1図）。06年から15年にかけて、累計804のエネルギー協同組合が新設されており、古くから地域の送配電網の管理などを担ってきたエネルギー協同組合と合わせると854組合に達している。ドイツの協同組合数がおおよそ8,000組合弱^(注2)であることを勘案すると、すでに決して小さいとはいえない規模に成長しているといえる。

第1図 エネルギー協同組合の新設数の推移



協同組合の全国中央会にあたるドイツ協同組合・ライフアイゼン中央会 (Deutscher Genossenschafts- und Raiffeisenverband e.V., 以下「DGRV」という) も、13年にエネルギー協同組合連邦事務局 (Bundesgeschäftsstelle Energiegenossenschaften) を設立し、ロビー活動や経営アドバイスなどの業務で、各地のエネルギー協同組合を支援している。

(注2) DGRV監査系統の協同組合 (15年末で5,688組合) に加え、住宅協同組合 (同約2,000組合) を含む。

(2) エネルギー協同組合の特徴

エネルギー協同組合が増加した最大の要因は、04年の再エネ法改正によってFITを活用した太陽光発電事業の収益性と確実性^(注3)が増し、「太陽光発電設備を設置してFITによって売電する」というシンプルな事業モデルが確立したことである。

実際、DGRVが15年1～4月に行ったアンケート調査の結果によると、エネルギー協同組合の82%は発電事業を行っているが、風力発電事業は4%にとどまっており、大半は太陽光発電事業であるといえる。また、

その他の事業も、地域熱供給事業が20%、発熱事業が7%、送配電事業が1%にとどまっている (DGRV (2015))。

この事業モデルは、個人組合員が圧倒的多数を占めるエネルギー協同組合にとって好都合であった。DGRVによると、エネルギー協同組合の組合員のうち、92%は個人であり、そのほかは企業が4%、農業組織が2%、地方自治体等が2%となっている。この個人組合員の中にも、専門家や協同組合銀行の職員などが含まれることも少なくないほか、地域のコンサルティング会社などが事業運営をサポートしている場合も多いが、エネルギー協同組合は、基本的に一般の市民ボランティアによって運営されている組織であると捉えるべきである。

こうしたことから、1組合員あたりの出資額も、最低出資額の平均で642ユーロ、実際の出資額の平均で3,347ユーロと大きく^(注5)ない。そのため、エネルギー協同組合の事業のほとんどは小規模であり、エネルギー協同組合が所有する再エネ設備の合計容量の平均は1,208kW (最少は15kW、最大でも16,450kW) にとどまっている。

以上のように、エネルギー協同組合は市民によるエネルギー転換の実践を象徴したもので、ノウハウに乏しい一般の市民ボランティアであっても管理・運営が可能で、小規模でも事業化できる太陽光発電事業モデルが一般的に広まってきたのである。

(注3) 04年の再エネ法改正では、①太陽光発電の買取義務量の上限撤廃、②建物の一部や屋根などでの事業の優遇、③地上設置型大規模設備の買取対象化、④ファサード (ビル等の正面) に

設置される場合の1kWhあたり5セント上乘せ、が行われた。

(注4) このアンケート (DGRV (2015)) には、06年以降に設立されたエネルギー協同組合772組合のうち315組合が回答している。

(注5) こうしたことから、エネルギー協同組合全体の総設備容量は933MWにとどまり、ドイツ全体の再エネ設備導入量 (約9万MW) の中で、決して大きなシェアを占めているわけではない。

(3) 協同組合を事業形態とする理由

ドイツにおいて、協同組合という事業形態は、市民ボランティアが再エネ事業を行う際に有利な条件をそろえている。Wiegは、再エネ事業を協同組合が行う際の利点を、①利害調整、②受容可能性、③地域の価値創造、④社会的公正、⑤組合員のニーズに沿った対応、⑥安定性、⑦持続可能性の7点にまとめている (Wieg (2013), ヴィーク (2014))。

特に、組織としての安定性が確保されることは、市民ボランティアが主体となった組織にとって重要である。協同組合は、登録手続き時に各地域の監査中央会より事業目的と事業モデルの適格性について監査を受ける。また、登録後も1年に1度 (総資産が200万ユーロ以下の協同組合は2年に1度) の監査が義務付けられている (協同組合法第53条)。これは、エネルギー協同組合への信用力の付与にも大きく寄与しており、市民が協同組合を選択する大きな理由となっている (石田・寺林 (2013))。

また、他の法人形態と比較した場合には、組合員の加入・脱退が自由であることが協同組合を選択する理由となる場合も多い。地域主導の再エネ事業では、有限合資会社

(GmbH & Co. KG) という法人形態が利用されることも多いが、これは特定の事業に対してあらかじめ募集額を定めて集め切る「クローズドエンド型」のファンドとして活用されるため、事業が立ち上がった後に追加的に参加者を募ることが難しい (寺林 (2014))。しかし、協同組合はいつでも加入・脱退が可能であるため、市民参加と事業規模を拡大していく予定がある場合には、協同組合が適した事業形態として選択されることになる (藤谷・寺林 (2014))。裏を返せば、組合員数の拡大に合わせて新たな事業展開が求められるのがエネルギー協同組合の特徴であるともいえる。

2 エネルギー協同組合が直面する課題

(1) 設立ペースの落ち込みとその原因

前節ではエネルギー協同組合の設立状況や特徴を整理し、市民ボランティアによって担われるエネルギー協同組合が、FITに基づく太陽光発電事業モデルに支えられて拡大してきたことを明らかにした。しかし、エネルギー協同組合の設立ペースは、近年落ち込みをみせている。10年から13年までのエネルギー協同組合の新規設立数は年間100組合を超えていたのに対し、14年は54組合、15年は32組合にとどまっている (前掲第1図)。

Müllerらは、近年、エネルギー協同組合の新設が落ち込んでいる原因として、①再エネ法の改正、②金融規制をめぐる議論、

第1表 エネルギー協同組合の設立ペースの停滞要因

要因	内容
1 再生可能エネルギー法の改正	・リスク、投資への保証の欠如 ・大企業優遇 ・入札制度の導入
2 金融規制をめぐる議論	・資本投資法典(KAGB)をめぐる論争 (適用されるかが不確定であった)
3 ボランティア活動の限界	・事業承継問題 ・有給スタッフの欠如
4 新たな事業モデルの欠如	・既存モデルが通用しない ・新たなモデルの模索とモデル転換の遅れ
5 資金調達	・リスク性資本の調達困難 ・新たなモデルの信用性
6 設立地域の飽和	・一部地域で十分に拡大

資料 Müller et al.(2015), Müller and Holstenkamp(2015)を基に作成

③ボランティア活動の限界、④新たな事業モデルの欠如、⑤資金調達、⑥設立地域の飽和という6つの要因を挙げている(Müller et al. (2015), Müller and Holstenkamp (2015)) (第1表)。

(2) 再エネ法改正の影響

Müllerらの挙げた6つの停滞の原因のうち、①再エネ法の改正は③④⑤にも関わる重要な原因である。すなわち、再エネ法の改正によって既存の太陽光発電事業モデルが通用しなくなったが、市民ボランティアがそれに代わる事業モデルを確立したり、そのためにリスクマネーを集めたりすることが困難であるということを示している。

再エネ法導入からまもなく17年を迎えるドイツでは、再エネ設備導入コストの低下や賦課金上昇に対応するために、再エネ設備によって発電された電力の「市場化」、すなわち再

エネ電力の「完全市場統合」を見据えた段階的な助成縮小を進めている。この「市場化」自体は、再エネ産業が成長し、自立に近づいていることの証拠でもあるため、協同組合陣営からも歓迎すべきものと認識されている。^(注7)

エネルギー協同組合にとっての問題は、再エネ法改正の内容にある。特に09年に導入され、14年の再エネ法改正によって義務付けられた直接販売(Direktvermarktung)や、14年の再エネ法改正で導入されることになった入札制度(Ausschreibung)は、大規模事業者には有利な政策であり、小規模事業者としてのエネルギー協同組合が新たに再エネ事業に取り組むことを困難にするものである(第2表)。

まず、直接販売とは、FITに頼らずに電力市場や消費者等の第三者に電力を販売するもので、09年の再エネ法改正によって選択可能になった電力販売の方法である。さらに、12年の再エネ法改正では公共電力網を経由した直接販売に対して価格補償を行う市場プレミアム制度が導入され、直接販売を行うインセンティブが高まった。^(注8)ただ

第2表 直接販売に関する再生可能エネルギー法の改正

改正年	直接販売に関する改正内容
09	直接販売の導入
12	直接販売に市場プレミアム制度を導入
14	①直接販売の義務化 ・14年8月以降運転開始 500kW超の再エネ設備 ・16年1月以降運転開始 100kW超の再エネ設備 ②入札制度への移行 ・14年8月以降運転開始 地上設置型太陽光発電設備 ・17年1月以降運転開始 直接販売の再エネ設備全て

資料 EEG条文、石倉(2013)、渡辺(2014)を基に作成

し、直接販売は、電力市場のモニタリングなどに一定のノウハウやコストが必要であるため、小規模事業者が主な担い手である太陽光発電では、15年時点でも1割程度しか移行が進まなかった。

こうしたなか、14年の再エネ法改正では、14年8月からは500kW超、16年1月からは100kW超の再エネ設備を新設する場合、直接販売を行うことが義務付けられた。つまり、FITの対象は100kW以下の再エネ事業に限られ、それを超える場合には小規模事業者にとって難易度と不確実性が高い直接販売を行わなければならなくなったのである。

小規模事業者の参入をさらに困難にしているのが、同改正で示された入札制度である。これは、14年8月から試験的に地上設置型太陽光発電設備に導入されており、17年1月以降は直接販売の対象となる全ての再エネ設備に導入される予定である。入札制度は、「規模の経済」によってより有利な入札額を提示でき、ある程度の不確実性も許容できる大規模事業者により有利な制度である。小規模事業者、ましてや市民ボランティアが行ってきたエネルギー協同組合にとっては、入札で競り勝つことはもちろん、不確実性の高い入札制度に参加すること自体が難しいといえる。^(注9)

(注6) 14年の再エネ法改正の内容とその分析については、渡辺(2014)、諸富(2015)、山下(2016)に詳しい。

(注7) DGRV(16年4月28日) Akteursvielfalt erhalten: DGRV-Stellungnahme zum EEG 2016 (<https://www.dgrv.de/de/news/news-2016.04.28-1.html>, 16年5月19日閲覧)

(注8) 市場プレミアム制度は、電力市場価格が高い時(電力需要が高い時)に電力を販売すれば、より大きな価格補償が受けられる制度で、すでに13年の時点で発電コストが十分低下している陸上風力発電の82%、出力調整が可能なバイオマス発電の46%がFITから同制度に移行している(BDEW(2016))。

(注9) そのほか、14年の再エネ法改正では、地産地消型の電力小売事業者に対する賦課金を1kWhあたり2セント軽減するグリーン電力優遇措置(Grünstromprivilegs)が廃止された。これも、後述する電力の直接消費モデルに取り組むエネルギー協同組合には多大なる影響を与えた。

(3) 金融規制をめぐる議論

再エネ法改正とともにMüllerらがエネルギー協同組合の設立ペースが落ち込んでいる原因として挙げているのが、②金融規制をめぐる議論である。

ドイツでは、13年にベンチャーキャピタル等への投資に関する規制を定めた資本投資法典(KAGB: Kapitalanlagegesetzbuch)^(注10)が成立した。これは、投資や資本管理のルールについて定めたもので、投資ファンドとしての性質が強い有限合資会社を活用した再エネ事業は、その規制対象となっている。資本投資法典の対象事業は、連邦金融監督庁(BaFin: Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)に目論見書や定期報告書を提出する義務が生じる(資本投資法典第20条)。

議論となったのは、エネルギー協同組合が連邦金融監督庁の規制対象になるかどうかについてである。仮に資本投資法典の対象となった場合、目論見書の作成・提出等に5万ユーロ以上という過大なコストが発生することになるため、小規模なエネルギー協同組合の設立が抑制される原因となっ

てきた。

この問題自体は、15年に連邦金融監督庁が「協同組合法に則って設立された協同組合は、資本投資法典第1条の『資金調達を目的とする』という記述に該当しない」との解釈を表明した^(注11)ほか、16年の資本投資法典の改正で協同組合監査制度下にあるエネルギー協同組合がその対象になる可能性が排除されたことから、すでに終息している。

一方で、この議論は、エネルギー協同組合を単なる投資ファンドとして運営することが、協同組合法と資本投資法典の双方によって禁止されていることを改めて明確化するという点でも大きな意味を持っている。これまでのエネルギー協同組合の多くは、FITに基づいて太陽光発電の売電を行い、組合員がその配当を得るという事業モデルを取ってきた。仮に組合員にとっての利益が出資配当のみであれば、きわめて投資ファンド的であり、協同組合の事業モデルに適合的だとはいえない。しかし、エネルギー協同組合は「環境問題への貢献」や「地域社会への貢献」といった社会的・文化的目的をもって運営されてきたため、協同組合法の監査制度のうえでも、「協同組合の本質」に沿った事業モデルとして受け入れられてきた。^(注12)

ただし、組合員・出資金が増加する一方で、再エネ法改正によって新たな再エネ事業を行えないという悩みを抱えるエネルギー協同組合が少なくないなか、現在15%のエネルギー協同組合が地域外で行われる風力発電事業等に投資を行っている（DGRV

^(注13) (2015)）。もちろん、こうした投資も事業全体の一部として行われている分には、通常の資金運用の一環であり、問題視されるものではない。しかし、仮にこうした投資が事業の中心になれば、投資ファンドとの違いを説明することが困難になる。

このように、金融規制をめぐる議論が物議を醸したことを通じ、エネルギー協同組合は、「協同組合の本質」に見合った事業モデルを展開することを一層意識するようになった。単に再エネ設備に投資して配当を行うというモデルではなく、協同組合の事業としてどのような社会的・経済的利益を生み出すかが、これまで以上に重要になっているのである。^(注14)

(注10) 資本投資法典は、EUのオルタナティブ投資ファンドマネージャーに関する指令（AIFM指令）を受けたドイツ国内法であるAIFM指令導入法（2013年施行）に合わせて制定された。詳細は、松井（2014）を参照のこと。

(注11) BaFin（15年3月9日）Auslegungsschreiben zum Anwendungsbereich des KAGB und zum Begriff des Investmentvermögens (http://www.bafin.de/SharedDocs/Veroeffentlichungen/DE/Auslegungsentscheidung/WA/ae_130614_Anwendungsber_KAGB_begriff_invvermoegen.html?nn=2818492#doc3996604bodyText12, 16年4月26日閲覧)

(注12) 協同組合法（2006年改正）によると、「協同組合の本質」と題された第1条に「協同組合とは、組合員の数が限定されず、組合員の産業・経済または社会的・文化的関心ごとを共同の事業により推進することを目的とし、この法律により登録協同組合の権利を取得する」と記されている。

(注13) 例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州アーレン市のオストアルプ市民エネルギー協同組合（Ostalb Bürger Energie eG）は、地域内18か所で合計37MWの太陽光発電事業を行ってきたが、地域内での太陽光発電事業への投資が

難しくなったことから、14年からは各地域のエネルギー公営企業等の共同出資で設立されたニーダーザクセン州の風力発電所（11.5MW）に対して投資を行っている。

（注14）なお、Müllerらが挙げた6つの要因のうち、⑥設立地域の飽和については、まだまだ設立可能な地域は多く残されていることから、Müller自身もそれほど問題ではないとしている（16年9月8日のヒアリングより）。

（4）エネルギー協同組合の対応

再エネ法改正で進む「市場化」によって再エネ事業の難易度と不確実性が高まるなか、エネルギー協同組合には、小規模事業者でも運用可能で、かつ「協同組合の本質」にもかなった新たな事業モデルへの転換が求められている。ただし、エネルギー協同組合による事業モデルの転換は、以上のような状況を受けて突然始まったものではない。

早い段階で設立され、すでに大きく成長しているエネルギー協同組合の中には、風力発電事業など、より大規模で難易度の高い事業を行ったり、これまで築いてきたエネルギーインフラを活用して地域活性化などの新たな事業に取り組んだりするものもみられつつある。^{（注15）}

また、新設あるいは小規模なエネルギー協同組合も、FITの買取価格が大きく下落した12年前後から、FITに依存しない新たな事業モデルの導入を進めている。これらのうち、再エネ電力の「市場化」にも対応しうるものとして注目度を高めているのが、電力市場での直接販売を回避し、独自に供給先を確保する事業モデルである。そこで以下では、このような新たに確立しつつあ

るエネルギー協同組合の事業モデルを紹介し、その特徴を明らかにしていきたい。

（注15）例えば、バイエルン州のグロースパールドルフ・ライフアイゼン・エネルギー協同組合（Friedrich-Wilhelm Raiffeisen ENERGIE eG Großbardorf）は、村内4か所で合計462kWの太陽光発電所での発電事業と625kWの地域熱供給事業を行っているが、光熱費の安さを掲げることで村に140人の雇用規模を持つ工場を誘致することに成功したことから、この従業員用の住宅供給事業の検討を進めている。

3 「市場化」に対応する事業モデル

（1）太陽光発電直接消費モデル

まず、太陽光発電直接消費モデルは、公共施設や学校、商店、工場などの屋根を借り入れて太陽光発電を行い、発電した電力を直接その建物に供給するという事業モデルである。これは、FITの太陽光発電買取価格が低下するなかで拡大してきた事業モデルで、DGRVも手引書を発行するなどしてノウハウの共有に努めている。^{（注16）}

例えば、ブランデンブルク州バート＝ベルツィヒ市のフレーミング自然エネルギー協同組合（NaturEnergie Fläming eG）は、11年に体育館屋根（48.76kW）、12年に製材所屋根（29.4kW）、同年にもう1か所の製材所屋根（29.76kW）、14年に市立ディップマンズドルフ小学校屋根（17.34kW）、15年に市立バート＝ベルツィヒ小学校屋根（25.22kW）と合計5つの太陽光発電事業を展開してきたが、いずれも直接消費モデルを採用している。

15年開始の市立小学校での事業では、発

電した電力の50%が市立小学校に直接消費されている。この際の買取価格は、市が電力供給業者から購入している価格と同額となっている。15年のサービス業等の電力料金は1 kWhあたり21.6セントと試算される（第2図）が、直接消費の場合には送配電費が発生しないほか、自治体税などの一部の税・賦課金や、再エネ設備や2 MW以下の設備の電力税も免除される（電力税法第9条）ため、調達・販売費（同6.0セント）と送配電費（同5.8セント）、自治体税・電力税など（同3.6セント）の合計額に相当する15.4セントがエネルギー協同組合の収入となる。

直接消費されなかった余剰電力は、FITによって売電されるが、15年4月に運転を開始した太陽光発電（10kW超～40kW以下）の買取価格は1 kWhあたり12.12セントである。つまり、直接消費で販売したほうが、より高い収益を得られることになる。ただし、事業全体の収益は2～3%程度と見込

まれており、予備費も含めると収益はほとんど出ないという。人件費のかからないボランティアベースだからこそ成立する事業だともいえる。

それでも事業を行うのには理由がある。第1に、施設に直接電力が供給されるため、電力の地産地消に貢献できることである。第2に、小学校などでの事業であるため、環境教育や環境イメージの向上という観点からも効果が期待できることである。第3に、FITに基づく売電はドイツ全体の賦課金上昇につながるため、FITからなるべく独立して事業を行いたいという意図があることである。また、電力消費者となっている市も、こうした趣旨に賛同するからこそ、事業に協力している。

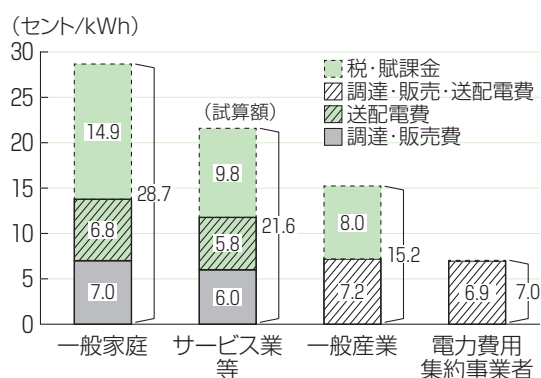
直接消費モデルは、大きな経済的な利益は出しにくいものの、社会的・文化的な利益という面で、エネルギー協同組合の主旨に合うものとして拡大しつつある。

（注16）DGRV（15年12月17日）Vergütung für PV-Anlagen nach dem EEG: Ein Handbuch für Genossenschaften
<http://www.genossenschaften.de/verg-utung-f-r-pv-anlagen-nach-dem-EEG-ein-handbuch-f-r-genossenschaften-0>, 16年5月26日閲覧）。なお、太陽光発電直接消費モデルの説明は、Trockel and Schönbeck（2014）に詳しい。

（2）住宅協同組合連携モデル

住宅協同組合連携モデルは、エネルギー協同組合と組合員への安価な住宅供給を事業目的とする住宅協同組合（Wohnungsbau-genossenschaft）とが連携する事業モデルで、住宅協同組合によって運営される共同

第2図 ドイツの1kWhあたり電力料金とその構成(2015年)



資料 BDEW(2016), WWF(2012), BUND(2014)を基に作成
 (注) 一般家庭は、年間電力消費量3,500kWhの3人世帯の平均。また、一般産業は年間電力消費量16～2,000万kWhの平均。電力費用集約事業者は、年間消費電力1GWh以上など、EEGの中で要件が定められている。サービス業等は、WWF(2012)およびBUND(2014)に基づいて筆者が試算した。

住宅の屋根上で太陽光発電を行い、その共同住宅に入居する各家庭に直接電力を供給するものである。これも直接消費モデルの一形態だといえるが、ある程度の規模で実施でき、かつ一般家庭を消費者とすることで経済的利益の確保も期待できる事業モデルとなっており、DGRVもノウハウの拡大に努めようとしている。

例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州のハイデルベルク・エネルギー協同組合（HEG: Heidelberger Energiegenossenschaft eG）は、13年にハイデルベルク家族住宅協同組合（Baugenossenschaft Familienheim Heidelberg eG）と連携して、同住宅協同組合が所有する共同住宅の屋根に合計445.5kWの太陽光発電設備を設置した。この電力は共同住宅に居住する100世帯の一般家庭に直接消費されている。

一般家庭の電力料金は、15年で1 kWhあたり28.7セントだが（前掲第2図）、仮にこの価格で販売するとすれば、調達・販売費（同7.0セント）と送配電費（同6.8セント）、自治体税・電力税など（同4.2セント）に相当する18.0セントがエネルギー協同組合の収入となる。これは、13年6月の運転開始時の太陽光発電（40kW超）のFIT買取価格（同12.99セント）と比較しても高水準である。ただし、エネルギー協同組合は、そこから管理・運営費と必要な収益を確保し、差額分は電力料金を引き下げることで消費者に還元している。また、電力料金は20年間固定であるため、消費者にとっては長期間安定的な価格で電力を消費できるというメリットもある（HEG（2013））。

この事業モデルの課題は、事業の管理である。多数の顧客に電力を供給する場合には、エネルギー商業法（EnWG: Energiewirtschaftsgesetz）に基づいて明細書類の作成が必要になる。また、FITの対象とならない100kWを超える事業では、余剰電力の市場販売なども課題となる。そのため、ある程度の規模に成長したエネルギー協同組合が取り組むか、管理についても住宅協同組合、あるいは後述の連合組織などと連携^{（注17）}することが重要になる。

以上の課題もあるものの、住宅協同組合との連携モデルは、エネルギー協同組合にとって、経済的・社会的利益の両面を実現することにつながっているほか、住宅協同組合にとっても、住居者への安定的で安価な電力料金の提示という利益を生む事業となっている。

（注17）余剰電力の問題は蓄電池の設置によっても解決できるが、蓄電池は現状では高価であり、採算ベースに乗る事業にならないという見方が強い。

（3）連合組織モデル

連合組織モデルは、複数のエネルギー協同組合が参加して電力販売を専業で担う協同組合連合組織を設立し、消費者に電力小売を行うという事業モデルである。つまり、協同組合の連合組織が、個々のエネルギー協同組合の電力と消費者をつなぐ仲介役を担うモデルである。

例えば、バーデン＝ヴュルテンベルク州の市民電力連合協同組合（Bürgerwerke eG、

以下「連合協同組合」という）は、13年に設立したエネルギー協同組合の連合組織で、16年現在、ドイツ全土の51のエネルギー協同組合等（協同組合47、財団法人3、民法組合1）から、1 kWhあたり7～12セントで電力を買い取っている。ただし、これをそのまま販売すると、一般的な電力料金の調達・販売費（15年では同7.0セント）よりも高額になってしまうため、55,000kWの大型水力発電設備から同4セント程度で電力を購入することで、全体的な電力調達コストを同5セント程度まで抑制している。

こうして調達された電力は、連合協同組合と契約した全国1万世帯以上の一般家庭消費者に販売されている。この際の電力料金は、一般的な電力料金（1 kWhあたり28.7セント）と同程度であり（前掲第2図）、一般的な電力料金の調達・販売費（同7.0セント）と連合協同組合の電力調達コスト（同5セント程度）の差額となる同2セント程度が連合協同組合の利益となる。もちろん、消費者の中には個々のエネルギー協同組合の組合員も多く含まれている。また、電力の過不足分は電力市場で調達・販売する。

連合協同組合は、立ち上がり間もないこともあって16年現在では赤字であるが、18年内には黒字に転換する見通しを立てている。今後は、参加するエネルギー協同組合の数を増やしつつも、FITの買取期間を終了した再エネ設備から電力を安く調達するなどして調達コストを抑制し、事業を軌道に乗せていくことが課題となっている。

連合組織モデルは、小規模なエネルギー

協同組合にFITに代わる売電先を提供するという意味で、大きな役割を果たす事業モデルである。また、エネルギー協同組合が発電した電力を、その趣旨に賛同する消費者に購入してもらうという産消連携の面から、協同組合の事業モデルとして適合しているといえる。

（注18）現在、連合協同組合の取扱電力の約9割はこの水力発電設備から調達したものである。

（4）地域熱供給モデル

発電以外のエネルギー協同組合の事業モデルとして、すでに確立しているといっただけのよいのが、地域熱供給モデルである。地域熱供給とは、バイオマス発電で副次的に生じる熱などを利用して、地域内に張り巡らせたパイプラインから各家庭の暖房や給湯設備に熱を供給する取組みで、化石燃料から独立して組合員へ安価な熱供給を行う取組みとして拡大している。14年末の時点では、160前後のエネルギー協同組合が地域熱供給事業に取り組んでいる（DGRV(2015)）^{（注19）}。

エネルギー協同組合が行う地域熱供給事業のほとんどは、地域の農業者や事業者、農業協同組合が運営するバイオマス発電設備から熱を購入して行われている。DGRVのアンケートにおいて地域熱供給事業に取り組むエネルギー協同組合が20%であるのに対して、発熱事業は7%にとどまっていることも、これを裏付けている（DGRV(2015)）。つまり、この事業モデルの多くが、エネルギー協同組合と地域の事業者・協同組合との連携によって成り立っているということである。また熱需要さえあれば誰もが組合

員になりうるため、ほとんどの場合は一般家庭だけではなく、公共団体や農業者、事業者なども参加している。

課題としては、ドイツではバイオマス発電設備が8,000基を超え、新設ペースが大きく落ち込んでいることである。ただし、既存設備などを利用して新たにこの事業を始めるエネルギー協同組合もあるため、今後も拡大する余地は十分あるとみられている。また、地域熱供給事業を成功させるためには、地域内の多くの人びとから理解を得て、参加してもらうことが必須となる。

(注19) 地域熱供給事業の事例については、寺西ほか編(2013)、藤谷・寺林(2014)、村田(2016)などに詳しい事例紹介があるため、ここでは詳述を避ける。

4 考察

— 4つの事業モデルの特徴と意義 —

以上のように、再エネ電力の「市場化」

が進み、協同組合の本質に沿った事業の展開も求められるなか、小規模なエネルギー協同組合は、FITに依存しない新たな事業モデルを展開することで、これに対応してきた。

なかでも注目される事業モデルとして、本稿では電力市場での直接販売を回避している4つの事業モデルを紹介した(第3表)。再エネ法改正によってFITは電力市場での直接販売へと置き換わりつつあるが、これは小規模事業者であるエネルギー協同組合にとっては難易度と不確実性が高い。しかし、4つの事業モデルは、エネルギー協同組合が直接的に消費者や連合組織にエネルギーを供給するしくみとなっており、電力市場の経由を回避することによって、小規模なエネルギー協同組合であっても安定的に供給先を確保できるしくみとなっている。

そして、4つの事業モデルは、協同組合による取組みとしてみた場合、次のような

第3表 再生可能エネルギーの「市場化」に対応する事業モデルのまとめ

	内容	社会的・経済的利益	主な課題
太陽光発電直接消費モデル	・工場や学校、公官庁などの屋根を借り入れて太陽光発電を行い、発電した電力を直接その建物に供給する	・電力の地産地消 ・地域からのエネルギー転換、環境教育・環境イメージの向上 ・FIT賦課金の上昇抑制	・エネルギー協同組合の経済的利益は大きくない ・必然的に小規模な事業となる
住宅協同組合連携モデル	・住宅協同組合が運営する共同住宅の屋根で太陽光発電を行い、その共同住宅に入居する各家庭に直接電力を供給する	・電力の地産地消 ・地域からのエネルギー転換 ・住民への安価な電力供給	・余剰電力の販売(・蓄電) ・エネルギー商業法上の販売管理
連合組織モデル	・複数のエネルギー協同組合が参加して電力販売を専業で担う協同組合連合組織を設立し、顧客である消費者に電力小売を行う	・電力の産消連携 ・エネルギー転換 ・個別のエネルギー協同組合の発電事業支援	・電力調達コストの抑制
地域熱供給モデル	・バイオマス発電で生じた熱などを利用し、村内に張り巡らせたパイプラインを通じて各家庭の暖房や給湯設備に熱を供給する	・熱の地産地消 ・化石燃料利用からの独立 ・組合員への安価な熱供給 ・バイオマス発電事業者の売熱先確保	・バイオマス発電設備の飽和 ・地域内の協力

資料 筆者作成

特徴と意義を持つ。第1に、エネルギーを利用する消費者との連携である。FITに基づく発電モデルは、電力を送配電業者に受け渡すのみで、発電事業者はその電力を誰がどのように消費するかまでには関与できない。しかし、4つの事業モデルは地産地消や産消連携に基づいており、エネルギー協同組合と消費者（地域の組合員や全国の有志市民）とが社会的・経済的利益を共有することによって成り立っている。エネルギーの利用が事業の中心に据えられていることも、協同組合の事業モデルとして適格的である。

第2に、組織間の協同・連携である。もちろんFITに基づく発電事業でもコンサルティング会社などとの連携は重要であったが、4つの事業モデルでは、社会的・経済的な価値を共有する他の事業者や協同組合、あるいは連合組織との間で協働・連携することこそが、事業モデルの根幹をなしている。そして、それによってエネルギー協同組合の地域における自主的・自立的な取り組みが支えられている。

このように、エネルギー協同組合の新たな事業モデルは、大規模発電事業者に有利な現状の再エネ政策下において、小規模事業者が市場における競争や不確実性を回避するオルタナティブとして機能し、かつステークホルダーが社会的・経済的利益の共有をより深化させるものとして展開している。エネルギー協同組合は、自主的・自立的な事業運営や組織間連携といった協同組合の強みを生かしてFITから独立した事業

モデルを確立しつつあり、さらに自主・自立と連携に基づく事業モデルだからこそ、「協同組合の本質」に一段と沿った事業が可能になりつつあるといえるだろう。

おわりに

再エネの「市場化」が進むドイツでは、エネルギー協同組合の拡大を支えてきたFITに基づく太陽光発電事業モデルが成り立たなくなっている。しかしそれは、エネルギー協同組合がこれまで以上に自主的・自立的に展開し、より「協同組合の本質」に沿った事業モデルを確立するための契機ともなっている。

日本でも電力システム改革や再エネ政策が展開するなか、地域からエネルギー転換を推進する事業者や地域団体が各地に現れているほか、電力の産消連携に取り組む生活協同組合などもみられている。ドイツのエネルギー協同組合が取り組む新たな事業モデルは、日本において地域社会に資するエネルギー事業のあり方を展望するうえでも、大きな示唆を与えるものだといえるだろう。

<参考文献>

- ・石倉研（2013）「ドイツにおける再生可能エネルギー買取の制度と価格の変遷に関する考察」『一橋経済学』7巻1号（33～64頁）
- ・石田信隆・寺林暁良（2013）「再生可能エネルギーと農山漁村の持続可能は発展——ドイツ調査を踏まえて——」『農林金融』66巻4号（38～53頁）
- ・ヴィーク、アンドレアス（2014）「ドイツにおけるエネルギー転換——再生可能エネルギー協同組合の役割——」『農林金融』67巻6号（44～48頁）

- ・寺西俊一・石田信隆・山下英俊 編 (2013)『ドイツに学ぶ 地域からのエネルギー転換—再生可能エネルギーと地域の自立—』家の光協会
- ・寺林暁良 (2014)「地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり」『農林金融』67巻10号 (15～27頁)
- ・藤谷岳・寺林暁良 (2014)「再生可能エネルギー事業における地域住民参加と資金調達—ドイツ・グロースパールドルフ村の取り組みから—」『環境と公害』43巻4号 (36～42頁)
- ・松井秀征 (2014)「ドイツ資本投資法典の成立」『金融法研究』30号 (119～129頁)
- ・村田武 (2016)『現代ドイツの家族農業経営』筑波書房
- ・諸富徹 (2015)「再生可能エネルギー政策の『市場化』—2014年ドイツ再生可能エネルギー改正法をめぐって—」『経済学論叢』67巻3号 (149～174頁)
- ・山下英俊 (2016)「ドイツにおけるエネルギー転換の新段階—再生可能エネルギー法2014年改正の背景と評価—」『ドイツ研究』50号 (129～145頁)
- ・渡辺富久子 (2014)「ドイツにおける2014年再生可能エネルギー法の制定」『外国の立法』262号 (72～109頁)
- ・BDEW: Bundesverband der Energie- und Wasserwirtschaft e.V. (2016) Erneuerbare Energien und das EEG: Zahlen, Fakten, Grafiken (2016). ([https://www.bdew.de/internet.nsf/res/7BD63123F7C9A76BC1257F61005AA45F/\\$file/160218_Energie-Info_Erneuerbare%20Energien%20und%20das%20EEG_2016_final.pdf](https://www.bdew.de/internet.nsf/res/7BD63123F7C9A76BC1257F61005AA45F/$file/160218_Energie-Info_Erneuerbare%20Energien%20und%20das%20EEG_2016_final.pdf), 16年5月24日閲覧)
- ・BUND: Bund für Umwelt und Naturschutz Deutschland e.V. (2014) Energiewende: Kosten Fair Teilen. (https://www.bund.net/fileadmin/bundnet/publikationen/energie/121023_energie_fair_teilen_broschuere.pdf, 16年5月24日閲覧)
- ・DGRV: Deutscher Genossenschafts- und Raiffeisenverband e.V. (2015) Ergebnisse der DGRV-Jahresumfrage (zum 31.12.2014). (http://www.genossenschaften.de/sites/default/files/DGRV-Jahresumfrage_2015.pdf, 16年5月24日閲覧)
- ・HEG: Heidelberger Energie Genossenschaft eG (2013) Solarprojekt "Neue Heimat" Nußloch Gemeinsam in Zukunftsenergie investieren. (<http://www.familienheim-heidelberg.de/media/0000001590.pdf>, 16年5月24日閲覧)
- ・Müller, J. R., D. Dorniok, B. Flieger, L. Holstenkamp, F. Mey and J. Radtke (2015) "Energiegenossenschaften: das Erfolgsmodell braucht neue Dynamik" *GA/A*, 24 (2), pp.96-101.
- ・Müller, J. R. and L. Holstenkamp (2015) "Zum Stand von Energiegenossenschaften in Deutschland: Aktualisierter Überblick über Zahlen und Entwicklungen zum 31.12.2014" *Arbeitspapierreihe Wirtschaft & Recht, Leuphana Universität Lüneburg*, 20, pp.1-12.
- ・Trockel, S. and J. Schönbeck (2014) "Geschäftsmodelle für Photovoltaikanlagen nach der EEG-Novelle" *EnergieDialog.NRW*. (<http://www.energedialog.nrw.de/geschaeftsmodelle-fuer-photovoltaikanlagen-nach-der-EEG-novelle/>, 16年5月24日閲覧)
- ・Wieg, A. (2013) *Please, in My Backyard: How Renewable Energy Cooperatives Advanced Citizen Involvement in the German Energy Transition*, Heinrich Böll Stiftung: Washington DC.
- ・WWF: World Wide Fund for Nature (2012) Mythen und Fakten zur Rolle der erneuerbaren Energien in der Energiewende. (https://www.wwf.de/fileadmin/fm-wwf/Publikationen-PDF/WWF_Mythen_Fakten_Energiewende_WEB.pdf, 16年5月24日閲覧)
- ・Yildiz, Ö. and J. Radtke (2015) "Energy Cooperatives as a Form of Workplace Democracy?: A Theoretical Assessment" *Economic Sociology* 16 (3), pp.17-24.

(てらばやし あきら)





薦谷栄一 著

『農的社会をひらく』

本誌読者にとって、著者、薦谷栄一氏の紹介は不要かと思うが、本書が展開する「農的社会」論が、なぜ説得力を持つのか、その要因の一つでもあるので、若干著者の経歴に触れておきたい。

薦谷氏は、農林中金総合研究所にて食料、農業、環境関連の調査研究および政策提言を重ね、農業政策においては、有機農業推進法や都市農業振興基本法等の制度化に関与してきた。研究以前は、静岡はじめ、四国、九州等いわゆる条件不利地を含む地域の農林中金支店において信用事業、貸付等に関わり、日本の農家、農業の実態を目の当たりにしている。研究所退職後は「農的社会デザイン研究所」を立ち上げ、西東京市、長野県伊那地方の山村、山梨県山梨市の3か所で地域に根を下ろした市民活動、コミュニティづくりの実践を探究してきた。本書は、日本の農業問題を、現場サイドと研究サイドの両視点から詳細に、かつ広い視野でとらえつつ、そこにご自身の市民としての実践、学びあいを重ねて生み出された社会構想提唱の書である。著者が40年余にわたって得た上記3つの視点に立脚しているからこそ、「農的社会」ビジョンやそこに至る方法論が具体性を伴って読者に語り掛けてくるのではないか。それが読後の第一印象である。

以下、本書の論旨を概観したうえで、評者の立場から興味深いと感じた事項を2つ述べることにする。

本書は序章のほか5章により構成される。序章「農的社会到来はなぜ必然的なのか」は、農にも取り組むシェアハウス「星空の家」はじめ、都市部でも様々な世代が「農ある暮らし」を志向する例が示され、こうした現象が一部に留まらず海外でも散見されるとし、この流れを「必然化するものは何か」、「農的なものが持つ」力とは何か、との問いかけをもって始まる。

第1章「どこまでも蔓延する『生』への不安」では、多様な視点（原発事故、安保法制、水俣病、食料生産の不安定化、農業生産の持続性の喪失、農薬・食品添加物等）から、現代社会において「生命の危険が顕在化」した様相を描く。

また第2章「生きにくい社会の根底にあるもの」では、前章で見た「いのちのリスク」の増大に加え、「生きにくさ」が広がっている様相を、労働現場や教育現場に焦点を当てて述べる。なぜそのような事態になっているのか。著者はその要因を「経済至上主義、新自由主義の加速」であるとし、特に経済成長そのものの「自己目的化」がもたらした過剰生産・過剰流動性を問題視したうえで、それが「コミュニティの分断・崩壊」と「相互の信頼関係の表現」である「贈与世界の喪失」をもたらしたとし、次章以降で、その転換を「農的社会」の構想のもとで模索するという流れだ。

第3章「農にある生命原理と社会変革の力」では、生命原理からの乖離、コミュニティの分断、贈与世界の喪失を回復するために、著者がよりどころとする思想（例 ピエール・ラビ）・実践が紹介され、それらを土台に、市場主義的な展開に対抗する構想として「協同組合内協同」「小さな協同」（＝

組合員が主役となって生産・暮らしを守る協同活動)の発起と活発化を推奨する。同時にそれは「生命を最優先する社会を身近なところから創造」していく取り組みでもあるとし、この積み上げによって「農的社会」を展望するのだが、その際、著者は「農の持つ社会デザイン(変革)能力」として、6つの力(食料安全保障の強化、経済的自立度の向上、コミュニティ形成、感性や経験値の豊穰化、生きがい・働きがいの提供、文化形成力)を挙げ、これをさらに「地域資源」に結びつけてこそ、「農的社会」の具体化が可能になる点を強調する。

第4章「農的社会実現は地域農業あってこそ」では著者が以前から主張する「コミュニティ農業」を軸に展開されるが、同概念の特徴は、それが「農業の生産行為だけではなく、生産行為を支える」販売・流通・消費を含む「関係の総体」を意味している点、その到達点として「生産消費者」(トフラー)を展望している点であり、地域農業にとってプロ農家はもとより、上記のような市民、あるいは生産に参画する消費者も含めた「多様な担い手」が欠かせないという。

第5章「皆農をもとに地域自給圏づくりへ」では、内橋克人氏のFEC自給圏に対し、著者が2つのE(教育、環境)、2つのC(文化、医療・健康)を加えて、命と暮らしを支える多様な「自給圏」づくりが、著者の身近な事例をもって展開される。本章でも消費者が生産活動、流通・販売活動の一部を担いながら、循環を太く確かなものへと育てていく様子が見えてくる。

以下、本書から得た示唆や評者が今後の課題としたい2つの事項を書き留めたい。

1点目は、「生き方」としての農を、地域

農業にどう接合していくか、という点である。本書は、個々の生き方として選択された「農ある暮らし」が、循環型・多面的機能発揮型の農業の一端をわずかずでも担い、地域農業の支え手となりうるとの立場だ(第4章)。地域として耕畜連携や有機農業に取り組むとすれば、循環物質の量的確保やその加工が必須となる。この仕組みをハード面、ソフト面で動かす仕組みと推進主体が「自給圏」構想には必要とされよう。著者も「農の持つ社会デザイン力」を「地域資源」へと接合することの重要性を指摘しており、この点が個々の「農的生き方」が「農的社会」へと展開していくための鍵となる。

2点目は、目前にせまる問題である。本書は、例えばTPPについても、同協定が農業に大きなダメージとなるのみならず、軍事同盟としての意味合いを持ち、また多国籍企業の進出先の国の経済的自立を奪い、難民発生を促進する恐れがある等、踏み込んだ批判を行っており、経済至上主義に対して強い危機意識が表明されている。本書の議論の流れとしては、その対抗軸として「農的社会」が打ち出されているが、TPPは、地産地消や産消連携等、地域社会や協同組合が地道に積み上げた関係性や、「農的社会」形成の前提ともなる社会的共通資本そのものを排除する不公正な協定だ。「農的社会」の道が閉ざされないためにどうすべきか、本書はそうした問いかけとしても読めよう。

——創森社 2016年4月

定価1,800円(税別) 253頁——

(日本協同組合学会 副会長・農

田中夏子・たなか なつこ)

復興を目指すJFみやぎ青年部

主任研究員 田口さつき

〔要 旨〕

本稿は、宮城県漁業における漁協青年部の重要性に注目し、宮城県漁業協同組合の協力のもと、2015年度に行った「JFみやぎ青年部調査」から、青年部の震災前後の活動状況、支所職員の支援状況、部員の意識などをまとめたものである。同調査はアンケート調査と青年部代表への聞き取り調査からなる。

アンケート調査からは、多くの青年部が11年度に活動を再開し、漁業復旧を推進する役割を担っていたことが明らかとなった。ただし、新規漁業就業者の減少により部員が減少していることも示された。

また、聞き取り調査からは、一部の青年部において、調査研究活動がITの活用など質的に変化していることがわかった。さらに、震災後に部員は所得向上をより強く意識するようになり、水産物流通や消費者の動向に関心が高まり、販売促進の取り組みもでてきたことが明らかとなった。復興に向け、若い漁業者の能力向上への関心の高まりに、戦略的かつ長期的視点をもって応えることが求められている。

目 次

はじめに

1 宮城県における漁協青年部

2 青年部の概況と震災後の再開状況

(1) 青年部の概況

(2) 震災直後の青年部

(3) 青年部への支援状況

3 活動内容の変化

(1) 震災前の活動

(2) 震災直後の話合い

(3) 現在の青年部の活動

4 部員における変化

(1) 意識の変化

(2) コミュニケーションの方法

おわりに

はじめに

漁協の青年部・研究会（以下「青年部」という）とは、若い漁業者が漁協内部につくった組織である。青年部が全国組織化されたのは1990年代ということもあり、これまで青年部の存在自体が、部員自身、そして地域社会に与えた影響についての研究は多くはない（栗原（2005））。しかし、全国青年・女性漁業者交流大会で漁業者が発表する報告などからは、青年部が単に若い漁業者の親睦を目的とした組織というだけではなく、生産や資源等に関する調査研究を行う組織であり、活動を通じてリーダーを育成する場でもあることがうかがいしれる。こうしたことから青年部は、地域の将来を担う役割を有していると思われる。

東日本大震災から5年が経過し、被災地のインフラは一定程度復旧した。さらに復興を進めるには、漁業者や組織に目を向けることが重要であると考えられる。そこで筆者は、宮城県漁業協同組合（以下「JFみやぎ」という）の協力のもと、同組合の青年部について15年度に「JFみやぎ青年部調査」（以下「青年部調査」という）を行った。本稿では、同調査をもとに、震災前後の活動状況、支所職員の支援状況、部員の意識などを紹介する。

以下では、まず宮城県における青年部の歴史を概観したのち、青年部調査について詳細にみていきたい。

（注1）同大会は、青年および女性漁業者が日頃の

活動実績を発表し、互いに学びあうことを目的とし、毎年開催されている。各地域で行われる交流大会の最優秀者の発表であるため「漁業者の甲子園」ともいわれる。前身である第1回全国漁村青壮年婦人活動実績発表大会（54年）から数え、60年を超える歴史を持つ。宮城県では54年3月に宮城県漁業青年研究発表会（現在の宮城県青年・女性漁業者交流大会）が開催された。

1 宮城県における漁協青年部

宮城県の漁業の発展史をたどると、新たな養殖技術の確立に青年部が果たしてきた役割がみえる。例えば、牡鹿町誌には、「ワカメ養殖は昭和三十四年頃に小渕青年団が行ったワカメ養殖の研究を以て最初とする。（504頁）」とある。彼らは、垂下式カキ養殖に用いた古縄を利用した垂下式のワカメ養殖の研究に取り組み、大きな成果を上げた。さらに同誌には「この青年達による研究は四十年二月に会員十三名で発足した漁協青年研究会（初代会長大沢遼吉氏）に引き継がれ、ノリ、ワカメの養殖技術の習得を中心に人工アワビ中間飼育試験、ノリ糸状体培養、ワカメ遊走子付培養、種カキ浮遊状況観測、異常環境下の種カキ採苗実験など数々の研究活動を行い、地域産業の振興に貢献した（505頁）」と記されている。また、北上町史には「北上町のコンブ養殖は、一九七六年（昭和五十一）に十三浜漁業協同組合青年研究会が北海道の尾札部漁業協同組合から指導を受けて始めたのが最初である。（634頁）」とある。

（注2）
その後も宮城県の青年部は活発に調査研究、新技術の習得といった活動に取り組み、

全国青年・女性漁業者交流大会では、資源管理・資源増殖や漁業経営改善の分野で農林水産大臣賞などを毎年のように獲得してきた。

このように活発に活動してきた青年部は震災後どのような状況にあるのだろうか、アンケート調査と聞き取り調査からみていこう。

(注2) 54年に宮城県漁業青年研究連絡協議会が発足した。なお、宮城県では、07年に県下31沿海漁協が合併し、宮城県漁業協同組合となった。

2 青年部の概況と震災後の再開状況

(1) 青年部の概況

青年部調査で実施したアンケート調査は、①支所職員を対象にした支所アンケートと②青年部代表を対象にした青年部代表アンケートの2つである。いずれもJFみやぎの全28支所に指導総務本部を通じ、調査票を配布し、回収した。調査期間は、15年8月1日から18日の18日間である。以下ではまず、支所アンケートの結果について述べる。

支所アンケートでは、支所職員に青年部の概況、活動状況などを尋ね、28支所中16支所から回答を受けた。

回答支所の属性としては、養殖が盛んな地域が多い。水揚げが最も高い漁業種類を尋ねると、6支所が「カキ類養殖」、3支所が「ノリ類養殖」、それぞれ2支所が「ギンザケ養殖」「ワカメ類養殖」と回答した。水揚げが2番目に高い漁業種類についても「カキ類養殖」「ワカメ類養殖」「ノリ類養殖」と回答した支所がいずれも3支所となった。

支所アンケートから青年部の概況をみると、まず、震災前の状況は、回答支所すべてに青年部が存在していた。青年部の数は20部会であり、1支所当たり平均1.25部会だった(第1表)。青年部数が最大なのは表浜支所で、3つの青年部があった(現在も同様に3つの青年部がある)。JFみやぎは07年に31漁協が合併して設立されたが、震災前において回答支所の状況からは、おおむね旧漁協単位で青年部が存在していたことがわかる。

15年8月現在で、16の青年部が活動している一方、3部会が休止しており、1部会が解散していた(第2表)。休止している青年部の一つは、「震災前が部員4名で震災により1名が漁業従事していないため、団体として部員人数が少なく、今後活動が困難」

第1表 震災前のJFみやぎ青年部の概況

(N=16)	
	震災前
震災前に青年部・研究会があった支所数	16
組織率(%)	100
震災前の青年部・研究会数	20
1支所当たりの青年部・研究会数	1.25

資料 農中総研「JFみやぎ青年部調査」における支所アンケート調査結果

第2表 震災前後のJFみやぎ青年部の概況の比較

(単位：部会、人)			
		震災前	震災後
活動状況	活動している	20	16
	休止	-	3
	解散	-	1
1部会当たりの部員数		19.8	14.9

資料 第1表に同じ

という状況である。

現存する青年部について、震災前後の1部会当たりの部員数を比較すると、震災前の19.8人から現在14.9人に減少している。聞き取りによると、減少の理由は、部員の年齢が上がったことが最も多く挙げられており、震災による部員の死亡や廃業によるものではなかった。なお、多くの青年部で年齢制限を設けており、部員の年齢層は10歳代後半から40歳代前半である。全体的には、震災の直接的な影響というより、新規漁業就業者の減少が一段と強まったことを反映したものである。

例外的に歌津支所の青年部では、震災後、年齢上昇により部員が引退したものの、同数程度の後継者が新たに入部し、部員数の増減はないとのことである。^(注3)

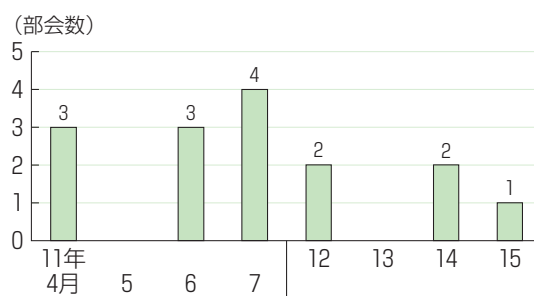
(注3) 聞き取り調査によると、歌津支所青年部員は、フルタイムで漁業に従事する人もいれば、アルバイトで収入を補わざるを得ない人もいるという。若い漁業者たちは、厳しい家計状況でありながらも、なんとか活動を行っていることがうかがわれる。漁業に専念できる環境を自分たちで切り開くため、調査研究といった活動を続けているとも考えられる。

(2) 震災直後の青年部

青年部代表アンケートでは、青年部代表に、従事している漁業種類や震災後の活動再開の状況などを尋ねたところ、現在活動中の16部会のうち15部会の代表から回答を得た。

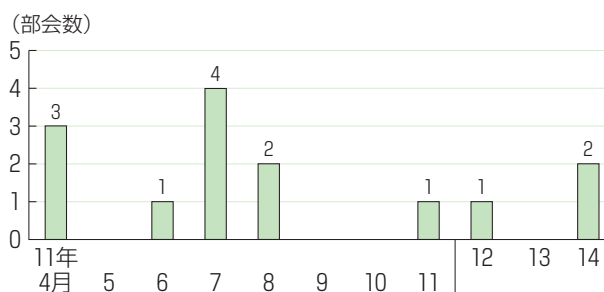
現在、代表が営んでいる漁業種類（複数回答）は、カキ類養殖が最も多く11人が行っていた。これに、採貝・採藻（8人）、ワカメ類養殖（5人）と続く。

第1図 話し合い時期別青年部の分布(n=15)



資料 農中総研「JFみやぎ青年部調査」における青年部代表アンケート調査結果

第2図 活動再開時期別青年部の分布(n=14)



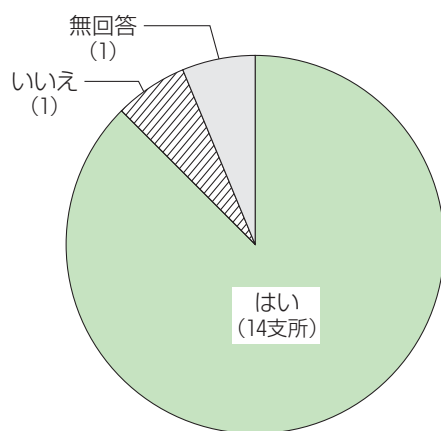
資料 第1図に同じ

まず、震災後に部員が集まって今後何をすべきか話し合われた時期は、15部会のうち、10部会が震災後半年以内であることがわかった（第1図）。活動再開の時期も11部会が11年内だった（第2図）。話し合いと活動再開の時期が同じだったのは7部会で、いずれも震災後4か月以内と非常に早期に活動が再開していた。

(3) 青年部への支援状況

青年部を支える支所職員の状況をみてみよう。支所アンケートによれば、青年部担当の職員数は、震災後の職員数の削減にもかかわらず、震災前後ともに1部会当たり1人であった。^(注4) 15年現在において、青年部の活動状況（活動内容、日程、参加人数など）

第3図 青年部の活動を把握している(n=16)



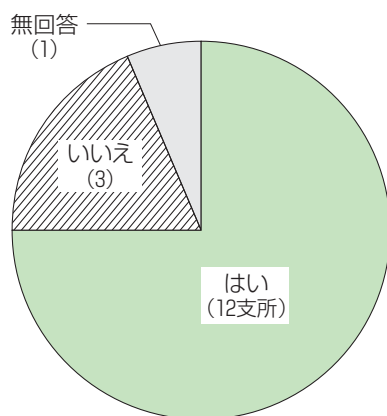
資料 第1表に同じ

を把握しているか支所職員に尋ねたところ、14支所で「はい」という回答があった（第3図）。「いいえ」と答えたのは1支所、無回答だったのは1支所だった。

現在、支所として活動支援を行っているかという問いには、12支所が「はい」と答えた（第4図）。「いいえ」と回答したのは、3支所であり、残り1支所が無回答だった。

活動支援を行っていない3支所にその理由を尋ねたところ、2支所が「資金」と回答した。そのうち、1支所は青年部が休止

第4図 青年部の活動を支援しているか(n=16)



資料 第1表に同じ

中であり、部員数が少ないこと、また支援のノウハウがないことで活動支援が難しいとのことだった。また、「人材」と「時間」を挙げた支所が1つあった。以上、回答支所においては、おおむね震災後も支所が青年部の状況を把握し、活動支援を行っていたことが明らかになった。

青年部活動の支援について、自由記入欄には、「組合員の高齢化が問題になりつつあるなかで、漁業で生活できるよう、研究会等の活動を通し見出していけたら、後継者の育成につながると思うので活動の支援は必要だと思う」や「震災後、個人の事業の復旧に集中してきたが、これからは未来の浜を見据えた活動が必要である」など、青年部の活動の意義を指摘する意見があった。

（注4）職員削減の背景については小野（2015）に詳しい。

3 活動内容の変化

（1）震災前の活動

青年部代表アンケートの回答者のうち、6人の代表の協力を得て、15年8月から11月にかけて、各2時間程度の聞き取り調査を行うことができた。なお、調査当時、震災からすでに4年が経過しており、震災直後の代表の任期（2～3年）は終了していた。6人の代表の所属支所は、塩釜市浦戸支所、石巻湾支所、石巻地区支所、石巻市東部支所、歌津支所、鳴瀬支所である。いずれも養殖が盛んな地域（半数がカキ養殖専業地域）であり、すべての代表が養殖業を営んでい

た。また、被災状況は、比較的被害が少なかったのが塩釜市浦戸支所と石巻湾支所の管内であるが、同地域でも養殖施設や加工施設が大きな被害を受けた。これ以外の地域では、生産設備だけでなく住宅にも甚大な被害がでた。なお、ほとんどの支所の建物も被災していた。

震災前の青年部の会議は、総会、各種イベントの準備などの際に行われていたという回答が多かった。シーズンオフや仕事の合間を縫って開催されていたそうである。

震災前の活動内容は、第3表のとおりである。代表的な活動は、(i) 調査研究、新技術の習得、(ii) 販売イベントなど地域貢献活動、(iii) 稚貝の採取、海底清掃など浜

第3表 震災前のJFみやぎ青年部の活動内容

	活動内容
塩釜市浦戸支所青年部	①市民祭りでアサリ販売 ^{注1} ②夏祭りで海産物販売 ③アサリの漁場研究 ④アワビの蓄養
石巻湾支所研究会	①カキ祭り参加 ②種ガキの調査(毎夏)
石巻地区支所青年部	①カキ祭り参加 ②代表の浜は種ガキの観測 ^{注2}
石巻市東部支所漁業研究会	①カキ祭り参加 ②種ガキの調査・採取(毎夏) ③ヒトデを堆肥化 ^{注3} ④ヒラメの中間育成・放流 ⑤岩ガキ、エゾイシカゲガイの養殖研究 ⑥海底清掃(毎年)
歌津支所青年部	①アワビの稚貝の中間育成・放流 ^{注4}
鳴瀬支所青年部	①カキ祭り参加 ②シウリ・種ガキ観測 ③水質汚泥調査

資料 聞き取り調査から筆者作成

(注) 1 震災前からアサリ減少で中止。

2 石巻地区支所管内の他の浜では、稚なまこの生産・なまこの中間育成・追跡調査(震災前の4、5年前から)。

3 ヒトデが増えて刺網やナマコ曳にかかってくるので、何か有効利用できないかと堆肥化を研究。うまく堆肥化ができこれから広めていこうとした段階で被災、その後ヒトデが減少し、活動中止。

4 支所が稚貝を買ってきて青年部に委託。

で共有する資源の整備、に分類できる。青年部の活動の成果が地域の漁業者全体の利益につながるものも多かった。このような活動を行う青年部の存在自体が浜に活気を与えていたものと思われる。

なお、すべての青年部で共通して宮城県漁協全体の青年部のイベント(宮城県青年・女性漁業者交流大会など)への参加やその地区ブロックのイベントの企画・実行を行っていた。各種講習会についても部員は青年部を通じて参加していた。

このような活動を通じて、部員は親睦を深めていた。聞き取り調査では、ある部員が後継者としての悩みを代表に打ち明けるなど、先輩部員がメンターとして後輩部員を助けていた。さらに代表などへの就任により、未来のリーダーとしての素養を養う機会となっていた。

(注5) 塩釜市浦戸支所では、桂島の漁船は残ったが、野々島の漁船は流された。松島湾側の住宅は無事だったが、沖側の住宅は被害を受けた。通いで漁場にきていた部員の住宅被害はなかった。

(2) 震災直後の話し合い

聞き取り調査によると、ほとんどの青年部で11年4月から7月にかけて震災後初となる話し合いが行われた(第4表)。この頃は、復旧に向けて多忙な時期と重なっており、多くは緊急のものだったが、総会を行った青年部もある。基本的には、青年部の活動を休止、もしくは、生産再開を優先するという方向性の確認を行っていた。石巻湾支所研究会や石巻市東部支所漁業研究会は、例年行っていた種ガキの採取を行うための

第4表 震災後のJFみやぎ青年部の話し合い時期など

	(a)震災後の話し合いの時期 (b)合意事項など
塩釜市浦戸支所青年部	(a)11年4月 (b)当面は、青年部の活動よりも生産再開を優先する。
石巻湾支所研究会	(a)11年6月 (b)種ガキの採取について話し合った。
石巻地区支所青年部	(a)11年6月 (b)当面は、青年部の活動よりも生産再開を優先する。
石巻市東部支所漁業研究会	(a)11年7月頃 (b)11年夏の種ガキの調査を行うこと。
歌津支所青年部	(a)11年6月 (b)当時、部員の住んでいるところはバラバラだった。参加が難しい部員もいたが、いる人だけで「やれることをやろう」と当時の代表がまとめた。
鳴瀬支所青年部	(a)－ (b)当面は、青年部の活動よりも生産再開を優先することが暗黙のうちに決まっていた。

資料 第3表と同じ

話し合いが行われた。これら2つの青年部では、青年部運営についての会議は別の機会に行われたそうである。歌津支所青年部は、再開にあたって、各部員に青年部の活動に取り組めるかどうかの意思確認をし、すべての部員が青年部に残ると回答したそうである。非常事態でありながらも青年部部員はなんらかの話し合いを行い、今後の方針を決めていったことは注目される。

活動の再開については、11年5月から8月に3つの青年部が種ガキの観測・採取を行っていた。また、11月の復興祭りの参加をきっかけに活動を再開した青年部も1部会あった。

(3) 現在の青年部の活動

15年現在、実質的には休止している青年部もあれば、震災前に行われていた活動に加え、新たな活動を追加した青年部もある

(第5表)。ただ、休止していた青年部でもそろそろ再開しようという意見が部員からでていたとのことだった。6部会中、4部会が活動内容を震災前より増やしていた。

先に分類した代表的な活動において、前述した(iii)に相当する稚貝の採取が最も早く再開される事例が多かった。生産物が出荷できるようになると(ii)の販売イベントが行われてきた。再開が遅れがちだったのが(i)調査研究、新技術の習得であった。これは、費用や部員、支所職員ともに調査に携わるための時間が必要であるため、早期の実施は難しかったものと思われる。

一部の浜においては、活動内容に質的な変化もみられるようになってきた(第5図)。例えば、(i)調査研究、新技術の習得のためのプロジェクトでは、海上中間育成施設やITの導入といった先進設備が利用されている。また、従来、県の水産漁港部など公的機関の協力のもとに行う活動が多く、現在もその状況に変わりはないが、震災後は東北マリンサイエンス拠点形成事業を実施する東北大学、ノルウェー食品・漁業・水産養殖研究所ノフィマ(Nofima)など、外部組織と共同で行う青年部もある。なお、外部組織は復興の支援という位置づけで関与しており、調査・研究費について青年部の負担は少ない場合が多い。また、研究テーマは、全体的に震災により漁場環境が変化した、あるいは、種苗の供給が断たれたことに対するものが多くなっている。

これに加えて、(ii)の地域貢献的な販売イベントから一歩進んで消費者へのアプロ

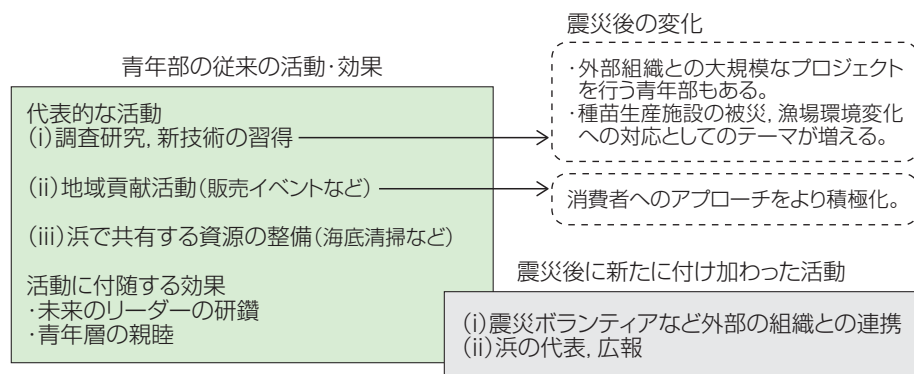
第5表 現在のJFみやぎ青年部の活動内容

	現在の活動内容詳細 ^{注1}	震災後連携した外部組織
塩釜市浦戸支所青年部	現在、実質休止。そろそろ活動再開しようかという雰囲気もある。	
石巻湾支所研究会	震災前の活動①、②に加えて、 ③震災に伴う地盤沈下により消失したアサリの復活を目指し、13年からアサリ種苗の中間育成 東北大学に協力要請。ヤンマー(株)の海上中間育成施設を利用。	③は東北大学、ヤンマー(株)等
石巻地区支所青年部	震災前の活動①、②に加えて、 ③販路拡大のための東京でのイベント参加 ^{注2} ④支所を通じてカキのインターネット販売 ⑤カキ養殖技術の向上のため耳つりカキの生産	
石巻市東部支所漁業研究会	震災前に行っていた以下の活動を再開。 ①カキ祭り参加 ^{注3} ②種カキの調査・採取(毎夏) ⑥海底清掃(毎年) なお、聞き取り調査時には、新たな調査・研究活動を検討中。	
歌津支所青年部	震災前の活動①に加えて、 ②ホヤの陸上タンク作業 供給元の種苗生産施設の被災に伴い、水産業普及指導員とともに自分たちでホヤの種をとることに取り組んだ。ホヤの種を青年部の活動費に充てる。 ③6次産業化の研究会に参加 ^{注4} ④磯焼け対策で駆除したウニの育成 実験は寄木漁港沖の磯焼けした海底でウニを捕獲し、ノルウェー食品・漁業・水産養殖研究所ノフィマが開発した特殊な籠に入れて魚とコンブを原料とするペレット状の餌で育成。 ^{注5}	④はカストン社、ノルウェー食品・漁業・水産養殖研究所ノフィマ(Nofima)等
鳴瀬支所青年部	震災前の活動①、②、③に加えて、 ④ITを活用した水温調査 宮城県がアンデックス(株)に委託した調査に協力。スマートフォンなどで海水温(4か所にフイを浮かべて測定)のデータがみることできる。データは日々更新され、蓄積されている。	④はアンデックス(株)、公立はこだて未来大学等

資料 第3表に同じ

- (注) 1 震災前の活動が続いている場合は、第3表に続くものとして新たに追加された活動を記載する。また、活動数が増えた青年部に色掛けしている。
2 14年11月と15年11月に東京代々木公園でスペイン祭り(フェスタ・デ・エスパーニャ)で殻付カキを煮たものを販売。
3 13年からカキ祭りに参加。
4 キリンビール(株)「復興応援キリン絆プロジェクト」で「南三陸ブランド戦略協議会」の一つである「歌津うんめえもの研究会」が取り組む「南三陸海山(うみやま)の幸プロジェクト」に参加。
5 ノルウェーでサバ事業などを手がけるカストン社がノフィマと契約し、籠などの使用权を青年部に貸与。

第5図 JFみやぎ青年部の活動と効果、震災後の変化



資料 第3表に同じ

ーチに主眼が置かれた活動が増えている。東京での販売イベント参加やインターネット販売、6次産業化の研究会参加など、所得向上のために自ら何かを行おうとする動きもある。これらの活動において、震災ボランティアなどと青年部が築いてきたネットワークからイベントなどの参加に誘われていることが多かった。ただ、漁協を離れた活動ではなく、浜を代表する組織として活動を行っている。そして、支所職員は、行政・研究機関と青年部の調整役を担っている。調査を通じ、活動を再開した青年部においては、震災後に青年部の機能・役割はより高まっている傾向にあることがわかった。

(注6) 漁業者と水産業普及指導員については、村上(2014)、竹村・内田(2015)に詳しい。

4 部員における変化

(1) 意識の変化

震災後の青年部部員は、活動に対してどのような姿勢で取り組んでいるのだろうか。部員の意識の変化を代表に尋ねたところ、震災後、所得向上をより強く意識するようになったという意見が多かった。例えば、震災後に父親と経営について踏み込んで話をするようになったそうである。所得向上への意識の高まりにより、青年部の活動においても流通面や消費者の動向に目を向け、実際に販売促進を行うようになった。

このような活動を通じて多くの経験もしたそうである。例えば、ある青年部では、部員有志でインターネット販売を行い、メ

ディアにでたところ、消費者からの注文が急激に増え、注文に対応していた電話がつながりにくくなってしまった。このような経験を通じて、販売することの大変さがわかったそうである。販売を全部自分で行うことはできないが、販路の多様化や出荷形態の工夫といった流通について関心が高まっているとのことだった。

(2) コミュニケーションの方法

現在も多くの部員が仮設住宅で暮らし、浜に通っている。このようななかで部員たちはどのように集まり、合意形成をしているのだろうか。この問いに対して、共同作業場での休憩時間を利用して話し合いをしているという意見があり、共同作業場という環境が整備されたことがコミュニケーションに大きな影響を与えていることがわかった(第6表)。

第6表 JFみやぎ青年部の話し合いの状況

	話し合いの状況・連絡方法
塩釜市浦戸支所青年部	共同作業場で休憩時間に話し合い。
石巻湾支所研究会	震災前と同じくやっている。
石巻地区支所青年部	市内から浜に通う部員が多い。部員は作業のときしか会わないので、作業がコミュニケーションの場になっている。また、支所職員が部員へ電話連絡を行っている。
石巻市東部支所漁業研究会	地元に仮設住宅はあるが、若い人は市内から浜に通っている。部員への連絡は携帯電話かLINEで流している。
歌津支所青年部	多くの人が同時に集まることは難しいが、震災後の活動の種類も増えたのでミーティングの回数は増えた。役員会は月に1回、事業内容の決定などを行う。部員への連絡は、事務局が支部長(各浜に1人)に、支部長から部員へと行うシステムが昔からあり、それを使っている。
鳴瀬支所青年部	共同作業場で休憩時間に話し合い。毎日のように会う。

資料 第3表に同じ

また、各青年部で情報伝達方法を工夫し、居住地が異なるという不便を乗り越えていることがわかった。例えば、石巻地区支所は、複数の浜を抱えるが、活動のときは1つの浜に集まることにしている。また、石巻市東部支所漁業研究会は、スマートフォンの無料アプリLINEで支所職員も含めて情報伝達している。このようなコミュニケーションの維持が部会の結束を支えている要因の1つと思われる。

おわりに

調査により、青年部活動とは部員自身が技術を習得し、経営者としても成長する機会であるだけでなく、活動自体が浜の住民への無償の奉仕であり、地域社会の活気を生み出すものであることが確認された。特に震災後は、復興過程において青年部が稚貝採取など、いまだ混乱が残る状況下でも、冷静に従来の役割を果たしていたことがわかった。また、復興のシンボルとして販売イベントなど、震災ボランティアと連携した活動や浜の代表・広報としての役割も担ってきた。

このような青年部の活動を支えてきたのが支所職員であり、青年部の活動を把握し、支援していることが支所アンケートから明らかとなった。また、現地調査からは支所職員は震災後も行政機関等と青年部の調整役となり、新たな活動の事務などを引き受け、積極的に対応していたことがうかがえた。

その一方、職員数の削減により活動の支援が思うようにできない支所も見受けられた。資金面でも外部組織などから震災復興のための活動支援のない支所では、過去に比べ、厳しい状況にあることがうかがわれた。活動が軌道に乗っていない青年部への支援についても考える時期にきたと思われる。

そのために、青年部の活動の財源をどう確保するかが大きな課題となっている。これに対し、歌津支所ではホヤの種を売ることと活動資金を得ようとする試みがなされていた。このような活動を通じて活動資金を捻出する動きは今後も強まっていくとみられる。ただし、調査研究の場合、試行錯誤の期間が必要で、すぐに黒字化するものではないため、何らかの財源的な措置が求められる。

また、少ない予算の中で活動の効果を最大化することが目指されるようになってきている。これについては以下の3つの視点が重要だと思われる。

まず、各浜の調査研究テーマの一覧を作り、進捗状況や課題などの情報を他支所の青年部も共有できるようにすることで、水準の底上げが図れると思われる。成功例については共有される機会が多いが、現在進行中の調査研究については技術的な課題など^(注)があまり共有されていない。なお、失敗した調査研究についてはその原因を深く掘り下げられないことが多いとの指摘が聞き取り調査において聞かれた。失敗により得られる知見も成功と同じように意味があ

り、記録に残し共有すべきだと思われる。

次に、調査研究テーマの選定においても、より関心事を絞り込むことが必要だと思われる。大規模な初期投資ができない場合でも、過去には石巻地区支所でカキ生産の省力化といったIE（Industrial Engineering）技術ともいえる優れた調査研究がなされている。^{（注8）}このような日々の業務から課題を選び、作業の効率化を目指すという調査研究は、より実践的で初期投資も小規模で済むものが多い。今後、調査研究テーマを探す青年部には一考の価値があると思われる。

最後に、調査研究の費用対効果の測定が必要である。この点について、指標の設定や損益分岐点などの算出といった後方支援をどう行うかが、重要なポイントとなる。

若い漁業者の能力向上への関心に応えることは、漁業協同組合にとって組合員との関係強化策の1つであり、優秀なリーダー層が育つことは地域社会の発展にもつながる。もちろん、この青年部活動への支援は被災地だけでなく、全国に共通する課題である。系統組織全体として青年部活動の発

展に向けた息の長い支援策を考えていくべきである。

（注7）全くないわけではない。JFみやぎ青年部が毎年主催する「水産青年フォーラム」は、同じ魚種を生産する若い漁業者が情報共有できる貴重な機会となっている。

（注8）09年の全国青年・女性漁業者交流大会で報告された（阿部（2009））。

<参考文献>

- ・阿部裕一（2009）「カキ生産の省力化——『ゆとり』ある生産活動を目指して——」全国青年・女性漁業者交流大会資料（95～101頁）
- ・牡鹿町誌編纂委員会 編（1988）『牡鹿町誌 上巻』牡鹿町（504～505頁）
- ・小野秀悦（2015）「今何をなすべきか。何をなしたら浜のためになるか」『漁業と漁協』第53巻第9号（4～9頁）
- ・北上町史編さん委員会 編（2005）『北上町史』北上町（634頁）
- ・栗原修（2005）「運動論——漁協運動に関する研究の系譜と展望——」，漁業経済学会編『漁業経済研究の成果と展望』成山堂書店（121頁）
- ・竹村幸祐・内田由紀子（2015）「漁業コミュニティの社会関係資本と水産業普及指導員の『つなぐ』役割」『水産振興』No.574
- ・村上幸二（2014）「水産普及の伸びしろ——漁業・漁村における課題解決力の向上を目指して——」『水産振興』No.560

（たぐち さつき）



書籍案内



「地方創生」はこれでよいのか

JAが地域再生に果たす役割

石田信隆・(株)農林中金総合研究所 編著

2015年11月1日発行 B6判157頁 定価1,400円(税別) (一社)家の光協会

2015年10月15日、JAグループは第27回JA全国大会において、「創造的自己改革への挑戦」を旗印に、「農業者の所得向上」「農業生産の拡大」「地域活性化」の3つの目標に組織を挙げて取り組んでいくことを決議した。この大会決議は8月28日に成立した改正農協法を受けたJAグループの自己改革プランであり、国民が注目するなかで、JAグループは間を置かずに「改革の実践」を求められることになる。

本書は、JAが大会決議を実践していくにあたり、政府が進める「地方創生」政策を正しく理解するなかで、地域において行政とも適切に連携しつつ、さらなる創意工夫をもって「地域活性化」の取組みを推し進めていくヒントを提示することを目的に執筆された。

また、本書は、「地方創生」を含む日本の地域政策の歴史的考察を踏まえたうえで、「内発的な地域再生」の重要性と「協同の力を持つJAこそが地域再生の要の存在である」ことを理論と実例をもって広く内外に示すことも目的としている。

このため、実例編の第2章において、「地域再生に取り組むJA」として、綿密な現地調査に基づき、農業を核とした地域再生に取り組むJAや、中山間地の生活インフラ維持に貢献しているJA、都市部で地域住民と農と食をつなぐ活動を行っているJA等の具体的事例を紹介している。

理論編である第1章と第3章を(株)農林中金総合研究所客員研究員の石田信隆氏が、序章と第2章を(株)農林中金総合研究所が執筆した。

本書が、全国のJAが「創造的自己改革」を推し進める一助となり、JAの力強い総合的な事業・活動を通じて、人々が安心して暮らせる豊かな地域社会が構築されることを期待している。

目 次

はじめに

序章 政府の「地方創生」政策を読み解く (株)農林中金総合研究所

第1章 「地方創生」で地域は再生できるのか? (石田信隆)

第2章 地域再生に取り組むJA (株)農林中金総合研究所

第3章 JAに求められる新しい挑戦 (石田信隆)

購入申込先…………… (一社)家の光協会

TEL 03-3266-9029 (販売)

問い合わせ先…………… (株)農林中金総合研究所

TEL 03-3233-7700 (代表)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3233) 7745

F A X 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。

「0」 単位未満の数字	「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳	「△」 負数または減少
「*」 訂正数字	「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2011. 4	41,188,801	5,386,023	22,002,322	3,032,763	42,587,955	14,066,562	8,889,866	68,577,146
2012. 4	42,959,002	5,079,690	22,106,683	1,603,847	45,976,841	14,770,506	7,794,181	70,145,375
2013. 4	47,994,678	4,565,376	26,557,250	4,682,782	49,503,561	16,310,383	8,620,578	79,117,304
2014. 4	49,644,538	4,002,760	24,698,652	5,972,253	50,652,185	16,482,784	5,238,728	78,345,950
2015. 4	53,674,432	3,532,619	31,908,375	7,786,064	56,551,511	19,194,912	5,582,939	89,115,426
2015. 11	55,069,608	3,310,159	34,886,751	11,452,355	58,786,621	18,011,449	5,016,093	93,266,518
12	55,507,312	3,278,644	34,767,777	12,585,425	57,758,069	18,593,991	4,616,248	93,553,733
2016. 1	55,525,225	3,246,569	34,846,624	13,301,386	57,764,062	18,115,386	4,437,584	93,618,418
2	56,961,924	3,192,343	31,594,391	12,425,445	55,944,766	18,123,222	5,255,225	91,748,658
3	58,505,536	3,133,079	35,826,345	13,717,126	58,275,029	16,932,987	8,539,818	97,464,960
4	58,948,002	3,073,234	30,559,780	15,217,822	56,335,570	16,280,344	4,747,280	92,581,016

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2016年4月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	50,236,104	-	2,235,017	2,087	6,169	-	52,479,377
水 産 団 体	1,675,652	278	125,669	2	145	-	1,801,747
森 林 団 体	1,547	-	3,834	26	107	-	5,514
そ の 他 会 員	1,736	-	5,064	20	-	-	6,819
会 員 計	51,915,039	278	2,369,583	2,135	6,421	-	54,293,457
会 員 以 外 の 者 計	329,578	42,903	385,019	95,059	3,782,781	19,206	4,654,546
合 計	52,244,617	43,181	2,754,603	97,193	3,789,202	19,206	58,948,003

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 370,756百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2016年4月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系	198,867	88,531	70,156	-	357,554
統	30	10	-	-	40
団	14,090	4,460	5,122	20	23,692
体	1,779	3,932	2,454	3	8,167
等	50	600	20	-	670
会 員 小 計	214,816	97,533	77,752	23	390,123
その他系統団体等小計	70,765	14,668	37,173	-	122,607
計	285,581	112,201	114,925	23	512,730
関 連 産 業	2,758,140	41,693	824,975	2,957	3,627,764
そ の 他	11,985,407	2,807	151,637	-	12,139,851
合 計	15,029,128	156,701	1,091,537	2,979	16,280,345

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2015. 11	5,437,662	49,631,946	55,069,608	6,000	3,310,159
12	5,390,735	50,116,577	55,507,312	10,000	3,278,644
2016. 1	5,242,637	50,282,588	55,525,225	-	3,246,569
2	6,410,294	50,551,630	56,961,924	-	3,192,343
3	7,332,365	51,173,171	58,505,536	-	3,133,079
4	6,687,350	52,260,652	58,948,002	10,000	3,073,234
2015. 4	5,973,502	47,700,930	53,674,432	42,000	3,532,619

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2015. 11	51,524	11,400,830	58,786,621	13,061,520	1,617	-	205,618
12	61,871	12,523,554	57,758,069	13,071,749	6,589	-	179,389
2016. 1	56,108	13,245,278	57,764,062	13,071,749	12,170	-	179,659
2	76,884	12,348,560	55,944,766	13,071,749	5,058	-	174,905
3	111,190	13,605,936	58,275,029	13,463,863	5,077	-	164,561
4	39,605	15,178,217	56,335,570	14,837,438	15	-	156,701
2015. 4	52,866	7,733,198	56,551,511	13,560,851	2,592	-	186,441

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金	
	計	う ち 定 期 性				
2015. 11	59,220,132	57,959,918	1,214,080	887,395	1,780,786	
12	60,128,014	58,508,693	1,116,398	946,396	1,780,786	
2016. 1	59,744,921	58,446,686	1,141,350	946,395	1,780,786	
2	59,923,708	58,521,947	1,194,829	946,396	1,780,813	
3	59,736,127	58,425,263	1,220,077	1,023,019	1,795,925	
4	60,349,099	59,071,842	1,199,673	876,779	1,869,045	
2015. 3	58,094,490	56,775,791	966,537	882,251	1,802,385	
4	58,540,230	57,202,008	1,013,189	882,251	1,802,385	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金		計	借 入 金	
	当 座 性	定 期 性		計	うち信用借入金
2015. 10	30,974,790	64,729,765	95,704,555	496,616	325,250
11	30,563,813	65,064,890	95,628,703	469,783	303,201
12	31,045,703	65,792,334	96,838,037	462,208	299,321
2016. 1	30,558,417	65,772,623	96,331,040	468,268	306,848
2	31,028,346	65,379,033	96,407,379	466,364	305,347
3	31,129,234	64,789,499	95,918,733	471,279	299,523
2015. 3	30,152,391	63,534,791	93,687,182	492,424	320,858

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
573,000	3,378,495	3,471,460	27,457,796	93,266,518
475,000	4,163,680	3,480,488	26,638,609	93,553,733
647,000	3,375,861	3,480,488	27,343,275	93,618,418
2,429	2,376,378	3,480,488	25,735,096	91,748,658
2,585	1,397,731	3,480,488	30,945,541	97,464,960
4,243	2,247,802	3,480,488	24,817,247	92,581,016
720,000	3,327,682	3,425,909	24,392,784	89,115,426

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
16,624,557	1,178,962	2,311	18,011,449	423,400	4,591,077	93,266,518
17,174,935	1,236,687	2,978	18,593,991	393,026	4,216,633	93,553,733
16,726,759	1,206,036	2,930	18,115,386	337,510	4,087,904	93,618,418
16,750,530	1,195,588	2,197	18,123,222	21,590	5,228,578	91,748,658
15,560,569	1,205,150	2,705	16,932,987	87,477	8,447,264	97,464,960
15,029,127	1,091,536	2,979	16,280,344	8,736	4,738,529	92,581,016
17,783,675	1,221,500	3,294	19,194,912	971,556	4,608,791	89,115,426

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
63,334	38,439,814	38,389,597	27,000	580,995	16,792,530	6,798,287	1,624,197
91,497	39,412,434	39,366,289	29,000	591,429	16,746,646	6,844,239	1,626,242
61,695	38,982,466	38,940,581	43,000	594,823	16,833,561	6,809,467	1,627,751
60,564	39,152,210	39,102,682	20,000	591,146	17,027,318	6,785,147	1,625,460
69,881	39,285,056	39,222,167	5,000	555,410	18,487,363	6,771,945	1,624,740
65,527	40,524,145	40,478,641	0	584,776	16,220,175	6,630,281	1,605,968
71,117	36,581,690	36,523,894	10,000	514,251	18,912,077	6,822,861	1,614,599
65,465	37,570,570	37,517,195	24,000	535,886	16,930,573	6,703,573	1,592,101

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
393,325	69,797,485	69,549,883	4,063,895	1,641,912	22,530,698	187,527	681
423,689	69,617,488	69,373,496	4,213,615	1,717,178	22,472,435	176,764	681
481,781	70,844,612	70,587,587	4,189,614	1,707,272	22,346,836	175,395	681
416,128	70,325,813	70,075,568	4,164,641	1,683,491	22,314,237	175,435	681
410,236	70,576,996	70,333,011	4,149,601	1,675,250	22,317,886	174,418	679
423,921	70,446,532	70,176,172	4,163,045	1,698,844	22,252,885	176,027	667
393,531	67,758,039	67,526,549	4,239,211	1,739,943	22,586,575	189,299	683

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2016. 1	2,309,718	1,630,123	12,922	53,894	16,652	1,755,330	1,736,436	93,002	490,930
2	2,318,438	1,615,785	12,922	53,852	16,121	1,765,316	1,747,149	92,530	489,063
3	2,320,557	1,591,234	15,122	54,067	17,233	1,783,807	1,762,709	93,149	484,117
4	2,297,090	1,596,382	15,622	54,039	15,393	1,772,107	1,752,712	85,805	480,713
2015. 4	2,211,576	1,534,720	9,024	55,891	15,574	1,651,647	1,630,853	97,592	502,120

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2015. 11	807,547	434,454	90,612	66,410	109,827	6,032	809,229	798,618	400	161,930	9,114	90
12	790,064	426,493	85,380	61,842	108,842	5,783	784,807	776,445	400	154,907	8,908	85
2016. 1	777,868	421,817	84,719	62,022	108,828	5,654	776,501	768,308	400	153,571	8,871	85
2	779,191	421,114	85,274	61,995	108,831	5,266	780,057	772,355	400	153,297	8,791	85
2015. 2	807,235	445,996	96,501	72,938	113,297	5,985	795,372	787,374	400	173,383	9,553	105

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

			農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2013 . 3		896 ,929	553 ,388	2 ,856 ,615	2 ,282 ,459	600 ,247	1 ,248 ,763	182 ,678	
	2014 . 3		915 ,079	556 ,085	2 ,942 ,030	2 ,356 ,986	615 ,005	1 ,280 ,602	186 ,716	
	2015 . 3		936 ,872	580 ,945	3 ,067 ,377	2 ,432 ,306	632 ,560	1 ,319 ,433	192 ,063	
	-----		-----		-----		-----		-----	
	2015 . 4		940 ,411	585 ,402	3 ,037 ,089	2 ,431 ,828	631 ,893	1 ,331 ,482	193 ,182	
	5		940 ,623	584 ,045	3 ,072 ,706	2 ,439 ,564	633 ,440	1 ,330 ,890	192 ,688	
	6		953 ,858	594 ,661	3 ,051 ,866	2 ,449 ,638	640 ,636	1 ,345 ,198	194 ,900	
	7		952 ,809	595 ,528	3 ,035 ,946	2 ,422 ,471	634 ,219	1 ,338 ,859	194 ,319	
	8		957 ,018	598 ,953	3 ,028 ,583	2 ,427 ,893	634 ,249	1 ,344 ,587	194 ,767	
	9		952 ,713	596 ,408	3 ,056 ,371	2 ,424 ,861	639 ,031	1 ,347 ,370	195 ,384	
	10		957 ,046	598 ,847	3 ,024 ,885	2 ,422 ,549	636 ,223	1 ,346 ,851	194 ,993	
	11		956 ,287	592 ,201	3 ,078 ,943	2 ,428 ,394	636 ,053	1 ,344 ,461	194 ,470	
	12		968 ,381	601 ,280	3 ,037 ,972	2 ,450 ,511	645 ,526	1 ,357 ,826	196 ,474	
	2016 . 1		963 ,310	597 ,449	3 ,052 ,490	2 ,436 ,352	639 ,473	1 ,348 ,519	195 ,377	
	2		964 ,074	599 ,237	3 ,131 ,890	2 ,437 ,704	638 ,096	1 ,353 ,247	196 ,107	
	3		959 ,187	597 ,361	3 ,235 ,087	2 ,482 ,863	642 ,280	1 ,347 ,476	P 195 ,607	
4	P	963 ,594	603 ,491	3 ,252 ,802	2 ,491 ,246	644 ,282	P 1 ,362 ,524	…		
前年同月比増減率	2013 . 3		1 .7	3 .7	3 .6	3 .4	0 .6	1 .9	2 .8	
	2014 . 3		2 .0	0 .5	3 .0	3 .3	2 .5	2 .5	2 .2	
	2015 . 3		2 .4	4 .5	4 .3	3 .2	2 .9	3 .0	2 .9	
	-----		-----		-----		-----		-----	
	2015 . 4		2 .4	4 .4	3 .8	3 .0	2 .5	2 .8	2 .5	
	5		2 .4	4 .1	5 .3	3 .6	2 .7	3 .0	2 .4	
	6		2 .3	3 .8	4 .4	3 .5	2 .7	3 .0	2 .4	
	7		2 .3	3 .6	5 .6	3 .6	2 .2	2 .8	2 .4	
	8		2 .2	3 .4	5 .6	3 .0	1 .8	2 .7	2 .1	
	9		2 .3	3 .9	4 .0	3 .1	2 .0	2 .7	2 .0	
	10		2 .5	3 .9	4 .4	3 .5	2 .2	2 .8	2 .0	
	11		2 .1	2 .4	4 .2	2 .6	1 .4	2 .3	1 .7	
	12		2 .3	2 .4	2 .8	2 .6	1 .7	2 .3	1 .7	
	2016 . 1		2 .3	2 .6	3 .4	2 .5	1 .9	2 .3	1 .8	
	2		2 .3	2 .7	5 .8	1 .9	1 .2	2 .1	1 .6	
	3		2 .4	2 .8	5 .5	2 .1	1 .5	2 .1	P 1 .8	
4	P	2 .5	3 .1	7 .1	2 .4	2 .0	P 2 .3	…		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740
	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684
	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052
	2015. 4	209,144	51,115	1,804,641	1,771,718	464,954	652,934	99,481
	5	210,089	51,252	1,809,069	1,780,588	467,333	655,704	99,680
	6	209,847	51,027	1,824,029	1,783,430	470,963	656,034	99,782
	7	209,997	51,005	1,829,681	1,789,655	470,769	657,631	100,117
	8	209,914	51,206	1,828,012	1,792,171	470,200	658,260	100,281
	9	208,977	50,710	1,840,044	1,804,486	476,688	665,344	101,177
	10	208,675	51,753	1,830,203	1,804,201	474,256	664,389	101,154
	11	208,212	51,741	1,844,344	1,809,121	474,502	663,533	101,088
	12	207,026	52,180	1,850,789	1,831,849	482,408	671,983	102,170
	2016. 1	206,725	51,817	1,848,781	1,829,384	479,679	668,944	101,861
	2	206,736	51,596	1,837,116	1,824,830	478,364	666,809	101,904
	3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	P 103,104
	4 P	206,132	50,243	1,816,778	1,841,310	482,331	P 670,225	...
前年同月比増減率	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0
	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4
	2015. 4	△1.7	△1.2	0.8	4.0	2.9	2.1	2.4
	5	△1.5	△1.4	1.4	3.7	3.1	2.1	2.5
	6	△1.4	△1.0	1.6	3.9	3.6	2.2	2.6
	7	△1.5	△1.2	2.7	3.9	3.6	2.3	2.6
	8	△1.4	△1.4	2.7	3.6	3.1	2.1	2.4
	9	△1.3	△1.4	2.3	3.7	3.2	2.4	2.6
	10	△1.4	△1.8	2.0	3.9	3.5	2.7	2.6
	11	△1.6	△1.1	2.2	3.6	2.9	2.2	2.3
	12	△1.6	△0.9	1.9	3.6	3.2	2.5	2.6
	2016. 1	△1.6	△1.1	2.5	3.7	3.4	2.6	2.5
	2	△1.6	△1.5	1.8	3.1	3.1	2.2	2.4
	3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	P 3.1
	4 P	△1.4	△1.7	0.7	3.9	3.7	P 2.6	...

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2016年6月20日現在、掲載情報タイトル3,118件）

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。

冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ



URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 農林中金総合研究所
FAX 03-3233-7791
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2016年7月号第69巻第7号〈通巻845号〉7月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7695 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社